

令和4年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和4年3月25日 午前10時00分 開会  
午後 3時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	保健福祉部理事	東錦也
こども未来創造部長	井上理恵	こども未来創造部理事	板橋行則
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 議第4号 葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて

- て
- 日程第2 議第5号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- て
- 日程第3 議第3号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第6号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第7号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第8号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第9号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第12号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第14号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 日程第10 議第2号 葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについて
- 日程第11 議第10号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第11号 葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第16号 令和3年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第14 議第17号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議第18号 令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第19号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第17 議第20号 令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について
- て
- 日程第18 議第21号 令和4年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第19 議第22号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第20 議第23号 令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第21 議第24号 令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第22 議第25号 令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第26号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- て
- 日程第24 議第27号 令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第28号 令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決について

- 日程第26 議第29号 令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第27 発議第1号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第28 発議第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書
- 日程第29 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会の会期中に、各常任委員会における付託議案以外の調査案件について協議を行っていただいております。また、予算特別委員会からは、令和4年度一般会計予算に対する修正案が議長宛てに提出がございました。これらの取扱いについて、3月23日と本日、議会運営委員会が開催され、それぞれ協議いただいておりますので、会議の概要について運営委員長より報告願います。

12番、増田順弘議員。

**増田議会運営委員長** それでは報告をさせていただきます。

各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、去る3月23日に議会運営委員会を開催いたしました。また、予算特別委員会において、議第21号の令和4年度一般会計予算が修正可決されたことに伴い、委員会提出議案として修正案が提出されたことを受けまして、先ほど議会運営委員会を開催し、それらの取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容につきましてご報告を申し上げます。

まず、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会からは、奈良県社会教育センターの跡地利用に関する事項、道の駅に関する事項、葛城市地域公共交通計画に関する事項、都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項、契約事務に関する事項、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の7項目を、常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありました。

また、厚生文教常任委員会からは、ゴミ収集運搬処理に関する諸事項、就学前児童の保育と教育に関する諸事項、学校給食に関する諸事項、ICT教育に関する諸事項、不登校に関する諸事項、コロナ対策に関する諸事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の7項目を、常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がございました。それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件につきましては、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対し、閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、議第21号の修正案につきましては、日程第18として議第21号の令和4年度一般会計予算とともに上程し、委員長の修正報告、報告に対する質疑を行い、討論、採決まで行います。

なお、討論につきましては、まず初めに、当初予算の原案賛成の討論を行っていただきま

す。次に、修正案賛成で、修正部分を除く原案に反対の討論を行っていただきます。引き続き、修正案に賛成の討論を行い、以降は原則、順番に繰り返し、討論を行っていただき、討論終結後に採決をいたします。採決につきましては、まず、修正案に対する採決を行います。修正案が可決された場合は、引き続き、修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて原案の採決を行います。

以上、報告とさせていただきます。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**川村議長** お諮りいたします。

当初予算の修正案の議案審議につきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことといたします。また、各常任委員会の皆様には、調査案件について慎重にご審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本総務建設常任委員長** 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る3月7日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、都市計画法一部改正に伴う区域見直しに関する事項についてであります。理事者からは、都市計画法第34条第11号区域の内容について説明があり、令和4年4月1日一部施行の都市計画法の改正内容について、全国一律で行われるものとして、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発許可が厳格化され、第34条第11号区域に災害ハザードエリアを含まないことが法令上明確化される。今回の法改正により除外の対象となる区域は、葛城市では、レッドゾーンが2地区、イエローゾーンが6地区、市街化編入抑制区域の1地区が、除外しなければならない災害ハザードエリアを含む区域となっているという報告がありました。

市としては、これらの状況を踏まえ、県の建築安全推進課と個別ヒアリングを重ねており、葛城市の現状や開発実績を説明した中で、イエローゾーンについて、確実に避難が可能な区域であることを証明するための明確な基準を示してもらうよう、県に対して要望書を提出している状況である。また、市街化編入抑制区域については、河川改修などにより市街化編入抑制区域でなくなった場合は除外の対象ではなくなるが、県河川課に確認したところ、区域の見直しについては全県的に行う必要があり、時間を要するとのことでありました。葛城市

としては、地元より提供いただいた資料に基づき、県河川課に伺い、状況の説明を行う予定をしている。また、今回の災害ハザードエリアの除外に加え、奈良県では、第34条第11号区域の新規指定をする際、区域内における建築物敷地の集積率を50%以上としており、既存で指定している区域についても、同様の集積率に引き上げる方向で検討されている。

葛城市では、平成17年の奈良県条例施行当初より区域指定されており、その当時は、建築物敷地の集積率が30%以上でも指定が可能であったため、葛城市で指定されている区域の中には、集積率が50%未満の区域が存在している。この要件における区域の見直しについては、2年間の経過措置を設けられた中で対応していくことになるが、既に指定されている区域での個々の土地利用等の問題もあり、不公平感を生まない除外エリアの選定を行う基準もなく、市としても、集積率引上げに伴う除外区域を定めることが一番難しいと考えている。

今回除外となる災害ハザードエリアについての葛城市としての対応方針としては、現在、災害ハザードエリアの影響がある7か大字に対し説明をさせていただき、そのうち5か大字からは、第34条第11号区域を存続してほしいという旨の要望書が提出されている。残る2か大字についても、要望書を提出する方向で調整されている状況を確認している。市としては、区域存続に向け、各大字から提出していただいた要望書、また、アンケートを基に、ハード面として防災対策施設の設置、改修状況の確認を、また、ソフト面として、地域防災計画に基づいた避難場所に地区内の住民の方が確実に避難が可能な区域であることを確認する避難カルテを作成、提出した中で、引き続き、県と協議を進めている。

なお、都市計画法の一部改正が施行される令和4年4月1日に間に合うよう、イエローゾーン及び市街化編入抑制区域を存続するため、県と協議を行ってきたが、奈良県担当課からは、全国的に前例がないため、結論を出すのに時間がかかるとの回答をいただいている。そのため、一旦違法な状況とならないよう災害ハザードエリアを除外し、その後、区域内の住民が避難場所へ確実に避難が可能な区域であると証明できた場合や、災害対策施設の整備により対象区域が災害ハザードエリアでなくなった際に区域の再指定を行うよう指示があったので、今回は、一旦災害ハザードエリアを除外させていただく。一旦区域を除外することについては、各大字には説明をし、了承をいただいている。今後も引き続き、区域の存続、また、再指定に向け、奈良県と協議を続けていきたいと考えているという説明があり、委員からは、災害ハザードエリアを除外した場合、都市計画法第34条第11号区域の対象外となる地区はあるのかという問いに対し、対象外となる地区は、加守、兵家、太田の3地区であるという答弁がありました。

また、建築物敷地の集積率が見直されるが、指定区域から除外する基準等は定めるのか、との問いに対し、難しい問題と認識している。農地法における第1種農地であるとか、道路要件、接道の高低差や所有者の意向などが基準になると思われるが、地元とも相談しながら検討したいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。まず、理事者からは、尺土駅前周辺整備事業の概要として、尺土駅利用者の利便性の向上、安全確保等を目的として平成21年度より進めており、事業区域としては、西は葛下川付近から、東

は東の川付近までの延長約370メートルとなっていると説明がありました。

次に、これまでの状況として、尺土駅の東側部分について、東の川にかかる橋梁及びツバキ・ナカシマの北側部分の道路改良工事約120メートルは既に完成しており、駅舎周辺についても、一部歩道のみ完成していると報告がありました。現在の状況としては、尺土駅西側に位置する葛下川にかかる新設橋梁の下部工部分を施工している。今後、橋梁の上部工、橋梁部分の護岸工事及び橋梁との取り合い部分の道路改良工事と順次実施していく予定をしている。この道路の改良工事について、橋梁の西側は完成まで、東側は計画道路北側歩道部を完成させ、車道部については仮舗装での供用を考えている。南側の歩道は、駅前広場部分の工事着手が可能になった時点で進めていく予定をしている。駅前広場部分は、地下通路を南へ延長する必要があるため、ライフラインを移設した後、地下通路の整備から順次進めていく予定である。

設計業務委託については、現在、駅舎南側に直接接続するエレベーターの設計を含めた全体の詳細設計業務委託の契約を令和4年1月に交わしており、令和5年度中のエレベーターの供用に向け取り組んでいる。事業用地の取得状況については、駅前広場部分で未契約者1名の方と交渉を行っている。鋭意努力しているが、なかなか折り合いがつかず、同意が得られていない状況である。事業認定を受ける準備も進めつつ、引き続き、粘り強く交渉し、早期完了を目指している。この事業認定の進捗については、事業の必要性、代替案の比較など、認定庁の奈良県と事前協議を行っており、引き続き、早期の認定取得に向けて進めていくという説明があり、委員からは、葛下川の橋梁工事について、工事中、通行面に支障はないのかという問いがあり、工事中の車の通行については、十分に確保した上で実施する予定であるという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業についてであります。まず、理事者からは、国鉄・坊城線整備事業の概要として、国道24号線の渋滞緩和や、大和高田バイパスへのアクセスの改善を目指し、利便性の向上、地域の活性化を目的として平成17年度より進められている事業で、事業区域は、株式会社イムラ封筒西側から東向きに国道24号線を横断し、大字柿本から大字笛堂までの延長約1,400メートルで、大和高田市総合公園付近へ接続するものであると説明がありました。現在の状況として、JR架道橋西側の接続部分の工事が令和3年12月に完了しており、引き続き、架道橋東側の接続部分の工事を、令和3年12月に工事請負契約を締結し、現在施工中である。今後、ライフラインである上下水道、ガス及び吉野川分水の本設工事を予定しており、令和6年4月の開通を目指し進めているところである。道路改良の未施工部分については、道路の詳細設計の実施を予定している。用地取得については難航しており、厳しい状況ではあるが、引き続き、鋭意努力し交渉していきたいという説明がありました。

委員からは、JR架道橋の通行止めにより車が迂回することになり、近隣の地区にも渋滞などの影響が出ているので、JR大和新庄駅周辺地域の方への丁寧な対応をお願いしたいという要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望

が出たことを申し添えて、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**川村議長** 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

8番、奥本佳史議員。

**奥本厚生文教常任委員長** 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。去る3月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました3議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず、本委員会では、昨年の12月定例会で設定した調査案件につきまして、閉会中に2回協議会を開催しております。今回はその中から4つの案件を議題とし、審査いたしました。

まず1つ目、学校給食に関する諸事項についてであります。今回初めて、給食費の未納という問題について取り上げ、調査を進めてまいりました。学校給食法においては、給食費の食材部分に関するところは保護者負担と定められております。また、納付について、経済的に負担が大きい世帯については、福祉的観点からの補助という制度もございます。にもかかわらず、学校によっては、給食費の未納というのがゼロの学校、あるいは累積している学校がございます。これについて当委員会では、まず、現状の未納の状況がどうであるか、それを減らすにはどうするかという観点が1つ。2つ目として、過去に累積している、回収できない未納分をどう処理していくか。この2点について、課題として検討を進めてまいりました。

まず今回は、そのうちの、現状の未納の学校別の、あるいは年度別の金額、人数を出していただきました。それに対して委員からは、他市と比べて葛城市は未納が多いのかどうかという問いに対しまして、理事者より、本市の未納率は、小学校が0.3%、中学校が0.2%、全国平均として、小学校0.8%、中学校が0.9%であるので、比較しても回収率は高いとの答弁がありました。

また、他の委員からは、この未納の問題をそのままにしておくことはできないが、回収率を上げるために現場の先生の負担が大きくなることは避けてほしいという意見が出されております。

そのほか、給食の実態を知るために、当委員会として給食の試食をしたいという意見が出されたため、教育委員会に対して申入れをして、調整いただくことになりました。引き続き、この問題は当委員会で調査してまいります。

次に、2つ目、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてであります。理事者からは、小規模保育所2園の進捗状況について報告がありました。まず、アートチャイルドケア奈良葛城保育園については、建物が完成し、現在備品等の搬入を行っている。そして、新庄せいかナーサリーは、3月15日に工事引渡し、それ以降は、備品等の搬入と予定どおり進んでおり、2園とも4月から開所できる状態が整い、内覧会については3月30日を予定しているとの報告がございました。

委員からは、小規模保育所の卒園後の受入れについて、もう一度確かめたい。新庄せいか

ナーサリーは、卒園後、香芝市にあるせいか保育所に受け入れてもらえることはあるのかという問いがあり、入園募集の際には、卒園後は葛城市の公立保育所、または公立の認定こども園に進んでもらうと説明している。せいか保育所に空きがあり、香芝市でも受入れが許可されれば可能ではあるが、基本的には考えないでほしいと申込者には伝えているとの答弁がございました。

次に、3つ目、ICT教育に関する諸事項についてであります。これはGIGAスクール構想で、本市の小学校、中学校の児童・生徒1人1台の端末が配備されております。現状その状態はどう活用されているのか。また、コロナ禍においての学校休業の際の学びの保障について、それらがどういうふうに活用されているかという2点から調査を進めたものでございます。

理事者からは、小・中学校におけるICTの活用状況について、プログラミング学習について、臨時休業中のタブレット端末の利活用についての資料を用いて説明をいただきました。

委員からは、他市のプログラミング学習の事例はどうなっているのかという問いがありまして、プログラミング教材を用いて授業で活用している事例は県内で数多く見られるが、体験型のプログラミング学習を実施している学校はほかになく、葛城市独自の取組であるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、県内でも独自で工夫されたICT教育を受けていることを子どもたちが知ると、更なる学習意欲にもつながるので、市のホームページに掲載したり、保護者の方にも紹介して行ってほしいとの意見がありました。

最後に、4つ目、敬老年金に関する諸事項についてであります。本市は、全国で唯一、敬老年金という高齢者への特殊な支給制度がございます。本来年金制度というのは国がやるべきものなのですが、地方自治体がやっているという点で非常に特殊な事例でございます。これについて、過去には、平成26年の市民判定会で疑問視され、令和元年には監査委員からも指摘を受けており、また、複数の議員からも、今後の見通しについて、いろいろ問われております。このため当委員会では、このたび調査案件に追加し、議論する場を設けることにいたしました。

まず初めに、敬老年金について、制度の経緯や現状についての認識を共有いたしました。敬老年金は昭和47年にできた制度であり、現在は、85歳以上の高齢者に年額6万円、1年に4回、各大字の民生委員が、高齢者の健康状態の観察を兼ねて手渡しで現金支給している。この財政負担は、令和8年度には1億円を超え、令和17年度には対象者が約2,700人、1億5,000万円以上になるとの説明がございました。

委員からは、見直し案やシミュレーションなどの数字を示してもらわないと議会として判断できないが、今後どのように進めていくのかという問いがあり、まだ検討にも入っていない状況であるとの答弁がございました。

この答弁を受けて、ほかの委員からは、財政負担の増大という大きな問題もあるが、制度を存続させるのであれば、何かを変えていく必要があると思うが、これに対して理事者側が何も考えていない状態では、議会はこれ以上の議論はできないといった意見が出されました。

これについて、最後に市長から、過去に制度の是非を含めて複数の意見をいただき、その時々々の行政としての考え方を返答しているところではあるが、最終的な形はまだ決めていない。現在は研究をしている最中である。意見をいただいたことについて、何もしないというわけではなく、研究を続けていきたいと考えているとの答弁がございました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**川村議長** 次に、会期中に開催されました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会と議会改革特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長より報告願います。

13番、西井覚議員。

**西井当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和4年3月11日金曜日午後4時40分から開催し、これまでの進捗状況や、当麻庁舎の危険性排除に伴う当麻庁舎除却のスケジュール、また、費用について説明を願いました。

理事者からは、当麻庁舎の危険性排除のため当麻庁舎を除却すること、また、当麻庁舎除却のために、一時的に当麻庁舎機能を当麻分庁舎及び新庄庁舎に移転する配置案等について、これまでの進捗状況の報告があり、昨年末には、庁舎機能の一時的移転が完了し、サービスの低下を招かないよう、継続した住民サービスが提供できるように配慮して、1つの窓口で多くの手続が可能となるよう総合窓口を設置し、ICTも活用しつつ、本年1月から業務を開始している。今後は、中長期的な視点で当麻庁舎周辺の再配置についての検討が必要であることが、当麻文化会館や当麻図書館などの機能再編について、メリット、デメリットなどを検討し、詳細調査を実施した。その結果、6つのたたき台の案を比較検討しており、その中で、当麻文化会館を大規模改修して、庁舎、図書館、文化会館機能を複合化する案が、初期費用は大きくなるが、総費用が最も小さくなるため、この複合化案について更に検討を進めていきたい。当麻庁舎除却については、令和4年度当初予算に除却工事費用を概算で2億5,500万円計上しており、一般競争入札を行った後、6月議会の議決を経た上で着手し、来年2月頃までの工期を予定している旨、説明を受けました。

この説明を受け、委員から、現施設の機能が集約されることで既存施設跡地の検討の可能性が広がるということだが、どのように進めるのかという問いに対し、施設の機能を複合化することで、集約した図書館や分庁舎跡地も含めた、より広い跡地を活用することができる。官民連携も視野に入れ、事業手法を検討していきたいという答弁がありました。

さらに委員から、当麻文化会館を大規模改修する案で検討を進めているとのことだが、ほかの工法は検討していないのか。また、どのようなスケジュールで進めるのかという問いに対して、ほかに最適な工法がないか、サウンディング調査などを実施しながら比較検討して

いく予定である。その後のスケジュールについては、基本計画、基本設計、実施設計、工事施工の手順で、トータル4年程度の工程を予定しているという答弁がありました。

また、委員から、庁舎、図書館、文化会館機能を複合化することで、今までの研修室などのスペースは縮小するののかという問いに対して、複合化の方向性を決定した次の検討として、将来的にどのような機能がどのくらい必要になるかなど、ご意見を聞きながら、ゼロベースで考えていきたいという答弁がありました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会のご報告といたします。

**川村議長** 次に、議会改革特別委員長より報告願います。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本議会改革特別委員長** 議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、3月23日午前9時30分より開催し、議会改革に関する事項について協議を行っております。この議会改革特別委員会は、昨年11月9日の臨時会において、市民の代表機関としての議会の役割を見直し、その責務を明確にしながら、議会活動の活性化を図り、議会改革の調査・研究を推進するため設置された特別委員会でございます。3月23日は、この特別委員会が設置されて以降、初めての委員会ではございましたが、これまでに11月25日と本年1月11日に協議会を開催し、委員会運営に関する事項を協議しており、また、昨年12月17日には、議会基本条例第12条に基づく講師派遣による議員研修会を開催しております。

委員会では、これまでの協議会で出された委員各位のご意見を参考に、今後、葛城市議会として検討していくべき事項として、1つ目に、議員定数、議員報酬、政務活動費の在り方について、2つ目に、タブレット端末導入などの議会ICT化等についてを中心に検討を進めていくことを確認しました。

まず、議員定数、議員報酬、政務活動費の在り方についてでございます。委員からは、議員定数については、昨年10月の市議会議員選挙が無投票となったことを受け、定数を削減すべきといった意見や、市議会としての機能を維持するため、また、市民の声を広く吸い上げるためにも、定数は現状維持すべきといった意見がありました。議員報酬については、議員の成り手不足を解消するため、また、若い世代の優秀な人材に議員になってもらうためにも、議員報酬についても議論する必要があるといった意見がありました。政務活動費については、議員の資質向上のためにも必要との意見が多くございましたが、不適正な支出が出ないような仕組みを構築すべきといった意見がございました。いずれの項目を検討していくにしても、市議会のことをもっと市民に知っていただき、市民の理解を得る取組は必要であるとの意見がございました。

次に、タブレット端末導入などの議会ICT化等についてでございます。委員からは、タブレット端末でどのようなことができるのか。まず、サンプルやデモ機器などで概要を示し

ていただきたい。現在、葛城市議会では、情報通信機器の持込みが認められているので、Wi-Fiなど通信環境の整備を実施してほしいといった要望がございました。

このほかにも委員各位より様々な意見や要望がございましたので、今回の委員会での協議内容を参考に、正副委員長で今後、委員会として検討できるように準備、調整していくことを確認いたしました。

以上で議会改革特別委員会の審査状況についての報告といたします。

**川村議長** 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第4号から日程第9、議第14号までの9議案を一括議題といたします。

本9議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第4号、議第5号、議第3号、議第6号から議第9号、議第12号、議第14号の9議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第4号、葛城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、葛城市における男性職員の育児休業の取得実績は、また、勤務環境の整備に関して、育児休業承認の請求が円滑に行われるように、どのような措置をされるのかという問いに対し、男性職員の育児休業取得実績は、令和元年度で1人、令和3年度で2人であり、勤務環境の整備としては、市で育児・介護のための両立支援ハンドブックを作成し、庁内グループウェアの掲示板に掲載し、職員への周知を図っている。人事担当課が相談窓口となり、育児休業等が取りやすい環境を充実していきたいという答弁がありました。

委員からは、よい職場環境にはよい人材が集まると思うので、職員が安心して仕事ができるように対応願いたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号から議第9号までの5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

若干の質疑がございましたが、5議案ともに、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであ

ります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第14号、奈良県広域消防組合規約の変更についてであります。

質疑では、組合議会を構成市町村議会の議員のみで構成するように変更されるが、広域消防組合に関する市の窓口はどこが担当するのかという問いに対し、広域消防組合に関する窓口は、これまでと同様に、総務部生活安全課が担当する。組合議員は市議会より選出されるので、組合議会に関する案内は議会事務局を通して行われるが、組合議会には生活安全課も出席し、傍聴しているという答弁がありました。

委員からは、今後も情報共有をしっかりとできるように対応願いたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、意見、要望が出されていることを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

**川村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第3、議第3号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第3号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議第6号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第6号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議第7号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第7号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議第8号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。  
10番、谷原一安議員。

谷原議員 では、私は議第8号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつ  
いて、反対の立場で討論いたします。

昨年、人事院は、民間との賃金較差を是正するとして、国家公務員の期末手当を0.15か月分引き下げ、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスを年間で4.3か月分にするように勧告いたしました。しかしながら、岸田政権は、この人事院の勧告どおり、期末手当の引下げを決定しながら、経済などへの影響を考慮する必要があるとして、その実施については、年度内の

12月手当分には反映させず、今年の6月まで引下げを先送りすることを決めたのであります。人事院勧告は命令ではございませんから、過去にも、政府が財政事情を理由に引上げの勧告を見送るということがありましたけれども、このように引下げを延期するという事例はあまりありません。では、なぜ、国は人事院勧告のボーナスの引下げを半年遅らせるという判断、そうした決定を行ったのでしょうか。それは、日本経済が長期にわたって停滞しており、その1つの要因が、賃金上昇が停滞している日本の現状があるからであります。

GDPの半分を占めている国内消費を支える労働者の所得賃金は、この30年間で日本は全く上がっておらず、実質賃金に至っては、むしろこの20年間下がっております。そのため、岸田政権は、株主資本主義からの脱却、新しい資本主義を打ち出して、賃金の引上げを各界に求めるとともに、政府としても、人事院勧告によるボーナスの引下げを年度内に行うことを延期したのであります。しかしながら、今国会におきましては、3月9日の衆議院内閣委員会におきまして、国家公務員の給与2法案について採決を行いました。そこにおいては、決定どおり、一般職の給与については、ボーナス分を6月に引き下げるということを提案し、可決されたわけであります。また、大臣などの特別職の引下げも併せて決定はしておりますが、日本共産党は、大臣等の引下げは賛成いたしましたけれども、一般職の給与におきまして、ボーナス分を引き下げることに反対しました。それは、人事院の勧告による給与改定は、国家公務員や地方公務員だけでなく、民間の労働者の賃金にも広く影響を与えるからであります。その影響について、日本共産党の塩川議員が質問したところ、二之湯内閣府特命担当相は、引下げは全体として数千億円規模になる。これが消費に回らないのは大きな影響になるのではないかと、この点については認めております。政府が、経済に悪い影響があるとして、年末にボーナスの引下げを延期する判断を行った昨年12月よりも、日本経済の状況は悪化しているのではないのでしょうか。

コロナの影響だけでなく、ロシアによるウクライナ侵攻によって国際経済に影響が与えられて、全ての物価が今高騰し始めております。このような状況にあつて、葛城市一般職の職員の給与を引き下げることになる本条例の可決については、私はすべきではないと考えます。

以上をもって反対討論とします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

**西川議員** 私は、議第8号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、今回の条例改正については、国家公務員に対する人事院勧告に基づき改正をされました給与改正法案に準じた改正で、葛城市の一般職員の給与などについても、その適用を準用して期末手当を0.15か月分引き下げるというものでございます。人事院勧告において、民間との比較調査が行われた結果、ボーナスについて、民間が公務員を下回っていることから、本市においても、一般職の職員の期末手当について、民間の支給状況を踏まえた条例改正が必要であり、また、民間と公務員との給与較差を解消することが均衡の原則にかなうものだと考えます。長期化するコロナ禍で生活が一変し、困窮されている市民もおられること

を考えますと、今回の改正は当然のことであると判断し、私の賛成討論とさせていただきます。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 私は、議第9号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

会計年度任用職員の給与についても、先ほどの一般職と同様の引下げを行うという内容のもので賛成することはできません。会計年度任用職員は、雇用の期間が会計年度に区切られた有期雇用の職員であります。現在の葛城市におきましては、一般職の職員よりも多い方が、この会計年度任用職員として行政の仕事に携わっておられます。しかし、その待遇は、一般職と比べて大変低いものであります。民間企業においても、派遣労働など非正規雇用の労働者の割合が増加しております。令和2年度における非正規雇用労働者の割合は、女性が54.4%、男性が22.2%となっており、約4割弱の労働者が非正規雇用で働いております。こうした非正規雇用を拡大してきたことが、日本における労働者の賃金の長期の停滞を起し、賃金デフレを招いて日本の経済を長年停滞させてきました。また、自らの家庭を持つという将来設計を立てる上で大きな障害となっており、日本の人口減少の大きな要因になっていると考えます。同一労働同一賃金の原則に従って、会計年度任用職員の待遇改善を図るとともに、一般職への雇用へと切り替えていくべきではないでしょうか。

以上の理由から、会計年度任用職員の待遇を引き下げる内容となっている本条例について、認めるわけにはいきません。

以上をもって反対討論とします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 私は、議第9号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

することについて、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正につきましては、国家公務員に対する人事院勧告を受けて改正されます一般職の職員の給与に関する改正法案に準じた改正で、葛城市の会計年度任用職員についても、その適用を準用して、期末手当を0.1か月分引き下げるといふものでございます。一般職の職員に準じて、民間支給状況を踏まえた期末手当引下げの条例改正は、民間と公務員との給与較差を解消することからも、均衡の原則にもかなうものであります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じる中、行われた人事院勧告でもあり、マイナス勧告も受け入れなければならない状況であると考えまして、私の賛成討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第2号から日程第12、議第11号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第2号、議第10号、議第11号の計3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第2号、葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについてであります。

質疑では、なぜこの時期に条例を制定するのかという問いがありまして、現在は、市内の各学校に設置されたいじめ防止対策委員会を中心に、いじめの早期発見に対応している。これまでは、重大事案は発生していないが、近年のインターネット環境が進展する中で、教師や保護者だけでは情報に追いつかず、今後、学校内での対応に限界があるのではないかと感じている。そのため、専門的な知識を有する方々からの助言や、各関係機関と情報を共有しながら予防に努めていきたいと考えている。SNSでのコミュニケーションが増えている中、それらに対応する組織や仕組みをしっかりと整理して明確にしておくことで、今後の対処が迅速に図れるのではないかと考えているとの答弁がありました。

他の委員からは、条例制定後はどのように対応が変わるのか、また、条例制定の目的を確認したいという問いがありまして、これまでは外部の方に入ってもらうことがなかったため、他市の事例や専門的な知見を得ることができず、対応に困難を来す場合があつて、市や県の教育委員会に加わってもらうこともあつた。この条例を制定することにより、連絡協議会等の組織がつくられ、専門的な知識の中から助言等を得られるようになる。この条例制定の目的としては、大きく2つあり、1つ、いじめ問題により注力していくため、2、大きな事件に備えておくため、このどちらの考え方も持ち合わせており、いじめ防止の対策や、事件が起こったとき迅速に対応するための準備など、学校も含めて連携を取り、対処を考えていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、コロナによる市民生活への影響が大きいため、県内では国保税の引上げを見送った市もあるが、本市の考え方は。また、未就学児に係る均等割保険税の減額割合と、財政措置についてはどうなっているのかという問いがあり、令和6年度の国保県単位化に向けて、本市では激変緩和措置として段階的に引き上げているところで、これを仮に1年据え置くとなると、翌年に大幅に国保税が上がることとなるため、従来の計画に沿って段階的に引き上げていくという方向を取った。また、未就学児に係る均等割保険税の軽減については、医療費の自己負担が2割とされていることや、所得の低い方についても一定の割合を負担していただいていることなどを考慮して半額とし、この半額の財源措置としては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担するとの答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第11号、葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

**川村議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第10、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 私は、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

奈良県国民健康保険の県単位化の方針に基づき、県内統一保険税水準に向けて、葛城市におきましては、平成30年度から令和6年度まで、被保険者1人当たりの保険税を毎年4.5%ずつ引き上げていく計画を今、実行しております。今回の国民健康保険税の改定は、その引上げの計画に沿って葛城市の国民健康保険税を引き上げる改正となっております。葛城市の国民健康保険税は、奈良県国民健康保険の県単位化が実施されるまでは、県内12市中最も安く、県内で下から3番目に安い国民健康保険税でありました。その安い理由が2つございました。1つは、一般会計から毎年1億円以上、法定外繰入を行って、葛城市民の国保税の負担を軽くしていたことであります。もう一つは、葛城市の健康事業の推進によって、市民の健康意識が高いこと、また、葛城市内には総合病院などがなく、医療提供水準が低いことな

どから、葛城市国民健康保険制度の加入者の医療給付費が低く抑えられていたからであります。しかし、国民健康保険の県単位化によって、葛城市の国保加入者の医療給付費が少なくても、国保税は県内統一の保険税水準となります。そのため、葛城市の国保加入者にとっては、ある意味不公平な国保税となっております。また、県単位化の方針によって、一般会計からの繰入れが禁止されるなど、葛城市独自の国民健康保険税の軽減措置ができないようになったため、葛城市の住みよさの1つが失われることになりました。

国保税の引上げは、持続可能な制度とするために必要だという意見が根強くありますが、これは国民健康保険制度の構造的な問題を見過ごしていると考えます。国民健康保険に加入している75歳までの、とりわけ年金生活者にとっては、この国保税の負担は大変重いものがあります。そのため、こうした方々の中には、週20時間以上働くことによって、被用者保険に加入して、その資格で国民健康保険から脱退する、こういう人が近年大変増えております。そのため、協会けんぽなどの被用者保険加入者は毎年増加しております。国保におきましては、加入者がどんどん減っていくために、ただでさえ弱い国保の財政基盤がさらに弱くなっております。まさに国民健康保険制度の構造的な問題と言われているところであります。したがって、国保税の値上げによって制度を維持するというのは、根本的な解決にはなりません。だからこそ、全国知事会などは、この間、政府に対して、1兆円以上の公費の投入を求めてきたわけであります。

日本共産党は、公費の投入によりまして、均等割を廃止することで、国保税を被用者保険料並みに安くすることを提案してまいりました。とりわけ所得の発生しない子どもにまでかけられている国保の均等割については、廃止を求めてまいりました。今回の改正では、国の改正に従いまして、子どもの均等割につきましては、未就学児については、その半分を公費で負担することによって従来の均等割額を半額とする内容となっております。このことは一歩前進でありますけれども、あまりにも小さな一歩ではないでしょうか。なぜ、全額公費負担にして、未就学児の均等割をゼロにできなかったのでしょうか。

国保特別会計を維持するためにも、誰もが支払える国保税にすること。そのためには国保税の均等割額に公費を投入して、なくしていく。そうしたことが求められているのではないのでしょうか。本条例の改正案は、国保税を引き上げる内容となっており、認めるわけにはいきません。

以上をもって反対討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

**杉本議員** 私は、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく中で、奈良県においては、令和6年度に、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるよう県下統一の保険料率にするとされたことに伴い、県と協議の

上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるように慎重に検討を重ねられたものであると考えております。

このたびの改正は、所得割、均等割、平等割は計画どおりの引上げとなりますが、資産割を所得割に転嫁することなく、計画よりも1年前倒しで廃止すること、また、健康保険法の改正により、未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額を半額に軽減する制度を取り入れ、子育て世帯の経済的負担軽減が図られることは大いに評価できるところでございます。引き続き、奈良県と十分に協議し、連携し、慎重に検討を重ねていただくことを望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第16号から日程第17、議第20号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

**増田予算特別委員長** ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました議第16号から議第20号まで

の補正予算5議案につきまして、3月14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第16号、令和3年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてであります。

質疑では、総務費における幼児2人同乗用自転車購入補助事業において40万円が減額補正されているが、この補助事業の内容はという問いに対し、幼児を2人以上養育している、市内在住者で、新車の幼児2人同乗用自転車を購入した場合、申請により、4万円を上限として、購入価格の2分の1の金額を補助するものである。当初40件の申請を見込んでいたが、12月時点で15件の申請であったため、今回の補正で10件分の40万円を減額するものであるとの答弁がございました。

また、この事業の市民への周知方法はという問いがあり、市内の保育所や幼稚園にチラシを配布したり、毎年6月から7月頃に、広報誌やホームページにおいて事業の啓発を行っているという答弁がございました。

この答弁を受け、しっかりと広報、周知をして、必要な方に利用していただけるよう、引き続き、事業の実施をお願いするとの意見がございました。

次に、ふるさと応援寄附に関する補正予算が計上されているが、現在の状況はという問いに対し、当初4,000万円の寄附を見込んでいたが、令和4年2月時点で約4,800万円の寄附をいただいている状況である。令和3年度としては5,000万円の寄附を見込んでおり、寄附額の増加に伴うポータルサイト掲載手数料や、事務委託料の増額補正をお願いするものである。現在3つのポータルサイトに掲載をし、葛城市のPRと同時に地場産品をアピールする機会を設けているとの答弁がありました。

次に、衛生費、可燃ごみ処理事業におけるごみ焼却施設運転管理委託料383万4,000円の増額理由はという問いに対し、クリーンセンター長期包括管理運営委託契約において、ごみ焼却量が年間計画数量を超過した場合、変動費として、焼却量1トンにつき5,125円が必要になる。計画処理量は、令和3年度で年間1万1,617トンで、契約条項において、委託料については固定費と変動費からなっていることが規定されている。固定費は、人件費、維持管理費等、処理対象物の処理量に関係なく支払う固定的な経費となっており、変動費は、電気、上水道費、燃料費、薬剤費等、処理対象物の処理量に応じて支払う経費となっている。今回、コロナ禍の影響等、家の片づけから排出される可燃ごみや大型ごみの増加により、年間約680トン超過する見込みとなり、変動費単価5,125円掛ける年間超過見込みトン数680トン掛ける消費税で383万4,000円の増額補正をお願いするものであるとの答弁がございました。

次に、土木費における都市計画、総務事業に計上されている大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務の内容はという問いに対し、盛土造成地の安全性を把握するため、奈良県が実施した対象盛土の造成年代調査に加え、各市町村が各盛土の現地踏査を行った結果に基づき、盛土の安全性把握を行うとともに、現地調査が必要な盛土かどうか、また、現地調査が必要な場合、どの盛土から調査を行うかを定める計画を策定するものである。

なお、公表されている盛土は、安全性を確認すべき大規模盛土造成地を示したもので、直

ちに危険性のある盛土造成地を示したものではないので、住民の方に対し過度の不安や誤解を与えないよう配慮する必要があるとの答弁がありました。

次に、教育費における英語教育講師派遣委託事業の内容はという問いに対し、葛城市は、小学校1年生から外国語指導助手ALTによる外国語活動の授業を実施しているが、公立の幼稚園、保育所においても、小学校での英語学習の前段階として、外国語指導教師を通じ、英語に触れながら遊ぶことを狙いとして、主に4歳児、5歳児を対象に、えいごで遊ぼうの時間を実施している。今年度は、年度当初、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1学期中の実施を見送り、2学期から開始する委託契約を行ったため、中止した1学期分の減額をするものである。幼稚園5園で月2回、1コマ30分で、4歳児、5歳児の14クラスで実施している。基本的に日本人講師で、2回に1回の割合で外国人講師との2人体制で行っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第17号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、今回の補正予算で、国保財政調整基金積立金として1億2,895万1,000円が計上されているが、補正後の基金残高はという問いに対し、令和2年度末で2億54万4,813円となっており、令和3年度末の基金残高の見込みは3億2,949万7,834円となるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第18号、令和3年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしております。

次に、議第19号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料について、今回の補正では特別徴収が減額、普通徴収が増額となっているが、その理由はという問いに対し、特別徴収の減額の要因としては、死亡や転出、介護保険料率の改正等に伴う、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になったことなどが考えられる。普通徴収が増額となっているのは、当初より被保険者が増えたことや、先ほど説明した、介護保険料率の改正等に伴う、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更になったことが考えられるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第20号、令和3年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望

が出されたことを申し添えまして、予算特別委員会の補正予算の審査報告とさせていただきます。

**川村議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第13、議第16号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第16号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。  
日程第14、議第17号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第17号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。  
日程第15、議第18号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議第18号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。  
日程第16、議第19号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時45分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第18、議第21号議案を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

**増田予算特別委員長** 去る3月7日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました令和4年度当初予算9議案につきまして、16日、17日、18日、22日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、ただいま上程をされております議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算の議決について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

歳出では、総務費、総務管理費、市有財産管理事業の当麻庁舎除却時壁画作成業務委託料として33万円が計上されているが、その内容はどういう問いに対し、当麻庁舎の除却に際し、庁舎への感謝と地域の発展に願いを込め、市内の子どもたちに除却前の当麻庁舎外壁に落書きを体験していただく参加型のアートイベントを計画しており、アーティスト監修により、型紙にスプレーを吹きつけるステンシルアートで、みんなで1つのアート作品をつくり上げる予定をしているという答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、子どもたちより当麻庁舎に思い入れのある年代の方々に対するイベントは計画していないのかという問いがあり、アートイベントは、当麻庁舎の除却

によりまちの記憶がなくなるようなマイナスイメージに対し、子どもたちにイベントに参加をしていただき、みんなで1つの作品をつくり上げることで、地域が生まれ変わり、将来のにぎわいが想像できるようなイベントにしたいという思いから計画をしている。このアートイベントと同時に、當麻庁舎入り口付近にある建築記念の定礎の裏に収められた当時の記念品を取り出すお別れイベントを計画しているという答弁がありました。

次に、地方創生臨時交付金事業費、市内消費活性化事業でクーポン券発行等業務委託料として9,051万円が計上されているが、その内容はという問いに対し、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域経済が大きな影響を受けていることから、市内登録店舗で使用できるクーポン券を全市民に配布し、市内消費の活性化を図る計画をしている。クーポン券は、大規模店舗でも使用できる共通500円券を2枚と、小規模店舗のみで使用できる限定500円券2枚で、合計2,000円分を配布予定である。1回の買物1,000円以上につき500円券1枚を使える設定をしているという答弁がありました。

この答弁を受け、1回の買物1,000円以上につき500円券1枚を使えるとのことで消費喚起になると思うが、額面そのまま使えるようにするなど、割合を引き上げることはできないのかという問いがあり、税金をどう使うかという意味で議論はあったが、事務費を除いた金額約7,500万円に対し、額面そのまま使える場合は7,500万円の経済効果になるが、1,000円以上につき500円券1枚を使えるようにすることで1億5,000万円以上の経済効果になるので、今回の計画をしているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、このクーポン券を使える店舗の一覧表は配布するのかという問いがあり、事業者を募集してから、その取扱い店舗の一覧を作成し、配布する予定をしている。また、追加等については市のホームページでお知らせする予定をしているという答弁がありました。

次に、民生費では、医療的ケア児受入ガイドライン策定委託料の内容はという問いに対し、医療的ケア児の保育所入所について、令和4年度に入所を希望する相談を2件受けており、適切な保育環境を整え、安全に受入れを行うことを目的としてガイドラインを策定するものであるという答弁がありました。

委員からは、昨年的一般質問において、議員が医療的ケア児の対応について取り上げており、このガイドラインの策定は、実現に向けて一歩進んだ感じがあるが、保護者としては、一日でも早く受け入れてもらいたいという強い思いがあるので、スピード感を持って対応していただきたいという意見が出されました。

また、他の委員からは、医療的ケア児の症状について、どの程度を線引きとして考えているのかという問いがあり、対応していかなければならない医療の範囲は非常に広く、ガイドライン策定時においては、医学的見地を持つ方にも委員として加わっていただき、全ての医療的ケア児を受け入れるのか、また、どの程度とするのかも含め、検討をしていきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、医療的ケア児の症状によっては、医療機関と同程度の受入れ体制が必要になる場合もあり、また、保育士の技能的講習も必要となるため、現在、保育士不足の中で

実現可能かどうか不透明ではあるが、これらのことを踏まえた上で、実現に向けて進めていただくことを期待しているという意見がございました。

次に、衛生費では、予防接種事業における子宮頸がん予防接種委託料が昨年度に比べ大幅に増えていることについてという問いがあり、平成25年にワクチンの副反応が報告され、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期予防接種の積極的な勧奨をすべきではないとされていたため実施を見送っていたが、必要な情報提供の体制が整い、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことから、勧奨を再開するものである。対象は、令和4年度において、小学校6年生から高校1年生までの約1,000人、そして、勧奨を控えたときから令和3年度までに対象であった約1,300人に個別的に通知をするという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、多くの方々に接種いただけるよう努力をいただきたいという要望がありました。

そして、複数の委員からは、環境衛生事業における地球温暖化対策実行計画策定委託料について様々な意見が出されました。理事者からは、2007年3月に初めて策定した計画を5年ごとに見直しており、令和4年度がその更新の年となる。市の事務事業に係る温室効果ガス削減と吸収作用の保全強化のための実行計画を策定する。今までの計画とは違い、新たにゼロカーボンシティの項目を検討した計画になるとの説明がございました。

市長からは、2050年、28年後のゼロカーボンシティという目標達成のため、逆算して計画を策定するよう指示をしている。かなりハードルが高い考え方であるが、目標にたどり着ける手法があるのか、ないのか、検討を重ねていく。大きな変化が出てくることを期待した予算づけであるという答弁がございました。

次に、農林商工費では、商工振興事業において予算計上されている産業用地創出基本計画策定委託料の2,000万円の内容はという問いに対し、新村工業系ゾーンを産業用地として企業誘致を行えるようにするため、令和元年度に実現可能調査を行った基本調査に続く事業として、奈良県の2分の1の補助の1,000万円を受け、基本計画を策定するものである。事業内容としては、道路計画、公園・広場緑地計画、防災施設及び調整池計画、擁壁計画、切土・盛土法面計画、土量計画、土地利用基本計画、地元意向調整など、県と調整を行いながら策定する予定であるというものでございます。この基本計画を策定することによって、スムーズに企業を誘致することができるようになるかと考えているとの答弁がございました。

この答弁を受け、近隣の他の自治体では、企業誘致に関し、事業所の設置補助金や雇用促進補助金、創業支援や固定資産税の減免措置などを実施しているが、葛城市独自の事業者に対する優遇施策はあるのかという問いに対し、市独自の優遇施策はないが、葛城市は非常に立地条件が整っているため、奈良県からは、今回の新村工業系ゾーンが活用できれば、すぐに企業誘致ができる形に持っていけるといような話もいただいている。しかし、今後、企業を誘致する際は、他の自治体との競争になる場合も考えられるので、優遇施策についても検討していきたいという答弁がございました。

他の委員からは、市民にとって雇用の創出が生まれるような優良な企業が誘致できるような条件を整え、しっかりとした計画を立てて、市長には、企業誘致に係る交渉を頑張っていた

だきたいという要望がありました。

次に、土木費では、尺土駅前周辺整備事業における測量設計等委託料400万円と工事委託料1億円の内容についてという問いに対し、現在、収用事業に伴う事業策定の申請作業を行っている。それに係る環境調査、交通量調査などの追加の調査が必要になったため、委託料として予算を計上している。工事委託料の内容は、駅舎南にエレベーターを設置するために鉄道事業者に工事を委託するものであるという答弁がありました。

この答弁を受け、事業認定の申請を進めていくとのことだが、これまでに市長は地権者との交渉に行ったのか、また、エレベーターの設置について、工事請負ではなく、鉄道事業者に工事を委託する理由はという問いがあり、最後の1件の地権者との交渉が残っている状況である。過去に複数回会った経緯はあるが、用地交渉の内容が進むようであれば、いつでも会う準備はできている。また、鉄道付近の工事をする場合、鉄道事業者との協議に時間を要することもあり、鉄道事業者に工事を委託した方がメリットがあると考え、工事委託を選択したものである。国鉄・坊城線のJR架道橋工事についても、同様に鉄道事業者に工事を委託しているという答弁がありました。

エレベーターの設置工事に当たっては、工事中に駅の利用者に不便がかからないように対策を行い、葛城市の意見が伝わるように鉄道事業者としっかりと協議を行っていただきたいという要望がございました。

次に、消防費では、地震を感知したときに通電を切る感震ブレーカーの設置補助金で66万5,000円予算計上されているが、何件分計上しているのか、また、実績は何件設置をされているのかという問いに対し、感震ブレーカーは、分電盤内蔵型20件、後づけ型5件、簡易型5件で、合計30件の予算計上をしている。令和3年度は、現時点の実績で12件の補助申請があったという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、新築時に感震ブレーカーを取り付ける場合も補助対象になるのかという問いがあり、新築時の設置についても補助対象になる。協定を結んで、ハウスメーカーや建築協会と共に周知、PRをしているという答弁がございました。

また、他の委員からは、市内で建築をされている全ての建築業者に感震ブレーカーの補助制度を呼びかけて、更に周知をしていただきたい。また、転入者に対する全ての課のサービス一覧表を作り、転入届者や関係業者に周知をしていただきたいという要望がございました。

また、災害対策費、防災対策事業災害時備蓄品等購入95万7,000円の内容は、何人分購入するのかという問いに対し、災害対策用備蓄食料として、5年保存物を2,400食、毎年購入しており、5年分で1万2,000食を備蓄するようにしているという答弁がございました。

この答弁を受け、備蓄食料は古くなったらどうするのかという問いがあり、備蓄食料は、保存期間が切れるまでに、市内の防災訓練や各地域の訓練のときにPRを兼ねて配布をしている。また、令和3年度は、小・中学生に防災学習を兼ねて配布をしたという答弁がありました。

次に、教育費では、英語教育講師派遣委託事業でALT講師の採用条件は、また、何名が勤務して、週何日授業をしているのかという問いに対し、ALT講師の採用条件は、英語を

母国語とするネイティブとなっており、5名勤務している。中学校では、両校とも1名が毎日勤務をしている。小学校5年生、6年生は週2日で、年間70時間授業、小学校3年生、4年生は週1回、年間35時間授業、小学校1年生、2年生は2週間に1回で、年間17時間授業をしていただいているという答弁がございました。

次に、生涯学習事業のアートフェア事業費が令和4年度は計上されていないが、実施しないのかという問いに対し、平成27年度から実施をしているアートフェアは、令和2年度と令和3年度はコロナ禍のため中止となった。秋に開催するには5月頃から作品募集等の準備が必要なため、令和4年度については、コロナ禍の状況が見通せない状況で一旦中止をさせていただき、今後、新たな内容で計画して実施する予定をしているという答弁がございました。

また、他の委員からは、アートフェアの開催は、今の体制では難しいのではないかと。奈良・町屋の芸術祭はならあとのように、専門家を活用する方法や、2年に1回開催されている美術展覧会のビエンナーレや、3年に1回開催されている国際美術展覧会のように、開催周期を検討してはどうかという問いに対し、アートフェアは、北海道から沖縄、また、海外からも出展があり、葛城市の規模としては大変すばらしいものと考えているが、今後、開催周期についても検討していきたいという答弁がありました。

次に、体力づくりセンター運営補てん金が2,970万円予算計上されているが、一方、雑入で体力づくりセンター運営収益金803万1,000円が計上されていて、運営収益を基金に積み立てられるようになってきているが、経営状況はという問いに対し、体力づくりセンターで指定管理料を超えて運営収益があった場合、基金に積み立てられることになっているが、平成29年度は5,000万円を超えていたが、コロナ禍により令和2年度はゼロとなった。令和3年度は少し回復をして、運営収益金を約800万円見込んでいるが、令和4年度もイベントやキャンペーンを実施し、経営改善につなげていきたいという答弁がありました。

次に、公債費では、元金償還では18億7,000万円余りの予算が計上されているが、前年度より約1億円増えているが、公債費の元金償還のピークはいつ頃来るのかという問いに対し、令和3年度の借入額が確定していないので、令和2年度借入実績に基づくシミュレーションでは、公債費の元金償還のピークは、令和4年度または令和5年度の2か年度あたりになる状況であるという答弁がありました。

次に、歳入では、法人市民税と固定資産税の償却資産について、前年度より増えているが、この積算根拠はという問いがあり、法人市民税の均等割は前年と同額であるが、法人税割は前年度比7,400万円の増額を見込んでいる。理由としては、昨年度はコロナの影響による大幅な落ち込みを見込んでいたが、実際には予想ほどではなく、令和3年度葛城市の決算見込額と、国の見込み174.9%の増を考慮して積算をしている。また、償却資産についても、昨年度はコロナによる減額を見込んでいたが、大きな影響はなかった。このため、令和3年度決算見込額と収納率を基に算出したという答弁がありました。

続いて、市内で新しい工場が建設されているが、影響はという問いがあり、設備投資に係る償却資産については、全体的にコロナの影響が幾らかは見られ、やや下落という状況ではあるが、新規参入の法人により下落幅が抑えられている状況であるという答弁がありました。

最後に、総括質疑では、当初予算に計上されている事業で繰越しが出てくる場合には、問題意識を持つことが必要であるが、予算の繰越しをなくすことは組織内に浸透しているのか。また、予算の使い方について細かく審査しているので、できるだけ流用をしないでもらいたいが、流用を減らすことについての考え方はという問いがあり、基本的には、当初予算で年度内に使用する予算をしっかりと見積り、計画性を持って着実な執行管理を行うよう、財政部局や管理職には周知をしている。流用については認められているが、みだりに多用することは適切ではないと考えている。流用を行う際は、担当者に聞き取りをし、決算において説明責任が伴うことを申し伝えている。繰越しや流用については、今後もルールに基づきながら財政運営を行っていくが、少しでも減らしていくという意識づけができるよう、職員の意識改革に努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、複数の委員より、市政検討委員会の在り方について質疑がありました。行政手続上の文書について、不適切な事務処理が行われていた事象について、過去には市政検討委員会で諮った事例があるが、今年度明らかになった問題は、市政検討委員会で扱うのかという問いがあり、今回の問題については、以前のものとは根底が違い、個人レベルの問題と考えている。懲罰委員会などの行政内部での調査を進めているので、結論が出たら報告させていただきたいとの答弁がありました。

近年の委員会の活動実績としては、地方創生の効果検証についてしか確認できていない。もっと市政全般について検討を重ねる委員会ではないのかなどの意見が出されました。

総括質疑の終了後、令和4年度葛城市一般会計予算について、市政検討委員会委員報酬費の予算を減額する修正案が委員より提出をされ、提出者から説明、修正案に対する質疑の後、討論が行われました。一般会計予算の原案に賛成と、修正案に賛成の双方の討論があり、修正案に対する採決の結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。引き続き、修正議決した部分を除く原案に対する採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をし、議第21号は修正可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、当委員会の報告とさせていただきます。

**川村議長** 以上で議第21号に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は午後2時から始めます。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後2時00分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、午前中に報告をいただきました予算特別委員長に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議第21号議案に対する修正案を含む討論に入ります。  
まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

葛城市の令和4年度一般会計予算額は、前年度より7億6,400万円増額の予算となっており、かねてより懸案となっている当麻庁舎の危険性排除のための当麻庁舎除去事業が予算計上されております。また、それ以外に主立った事業として、総務費においては、行政手続のオンライン化、AI、RPAを利用推進するスマート自治体推進事業が計上されています。民生費においては、指定避難所に当たるいきいきセンターの機能向上と長寿命化のための改修工事に係る実施計画を作成するいきいきセンター改修事業、待機児童解消に向けた保育所等整備補助金事業等、就学前の子どもからお年寄りのためのハード事業の予算が計上されています。

衛生費においては、ゼロカーボンシティ宣言後、最初の事業となる地球温暖化対策実行計画策定事業、ソフト面では、不妊治療助成事業だけではなく、新たに不育症治療助成事業や骨髄移植ドナー支援助成事業等、既存の助成事業を含め、充実した内容となっています。

農林商工費においては、奈良県の補助を受け、新村工業系ゾーンに企業誘致をするための基本計画を策定する産業用地創出基本計画策定事業、土木費においては、事業完了が当初よりかなり遅れているために着手できないでいた尺土駅舎南側のエレベーター設置を含む尺土駅前周辺整備事業等が計上されています。

教育費において、ハード面では、白鳳中学校南棟改修事業や、新庄スポーツセンター耐震補強及び屋根改修事業等、生徒や利用者の安全確保、長寿命化を見据えた事業が盛り込まれ、ソフト面においては、経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し支援している就学援助事業について、更なる拡充を図っていただくとのことであります。

長きにわたり、市民生活を脅かしている新型コロナウイルス感染症に係る対策のため、国から交付される地方創生臨時交付金を活用した事業として、感染者や濃厚接触者がいる世帯に食料等を支援する食糧支援等感染症拡大防止事業、市内消費の活性化を図るため、市内登録店舗で使えるクーポン券を市民全員に配布する市内消費活性化事業、GIGAスクール構想で児童・生徒1人に1台の端末を導入した、小学校五、六年及び中学校に電子黒板を設置する学校情報化推進事業と、あらゆる角度から対策を講じた予算であると評価をいたしました。

令和3年度一般会計補正予算（第6号）において、公共施設整備基金に1億円が積み立てられました。この基金は、合併当初、約2億3,570万円でありましたが、取り崩されて、令和2年度末残高は50万3,000円にまでなっていました。今後は、当麻庁舎の周辺整備や、複数所在する公共施設の維持管理、おおよそ20年後には、新庄庁舎の老朽化対応も控えていることが予測されると思います。それを見据えますと、安定した税収の確保と、更なる行財政改革を進めていただき、長期的な視野を持って、財源を確実に確保していただくことが必要となります。今だけが住みよいまち、また、子育てしやすいまちではなく、未来永劫続けられる強固な基盤を着実に築いていただきますことを強くお願いいたしまして、私の賛成討論

といたします。

なお、このたび、一般会計当初予算では、市政検討委員会のための予算に対する減額修正案が出されておりますが、今回の問題は、市政検討委員会をなくすことによってすっきりと解決できる問題ではありません。市政に対する諸課題、問題に対して、様々な角度から、その問題解決、課題解決に向けて検討する機関である市政検討委員会を残すことは、むしろ必要なことでもあります。市政検討委員会という機関、ツールをいかに活用し、使いこなすかという、使う側の問題であろうかと、このように思います。しかしながら、今回のずさんな事務処理がなぜ起こったのか、職員を束ねる市長の管理監督責任は否めないものがあります。今後猛省をしていただき、ずさんな事務処理が行われることがないように、原因究明、再発防止に努めていただくことを切に要望いたしまして、私の討論並びに意見とさせていただきます。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** それでは、次に、原案反対、修正案賛成の討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** それでは、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算に反対及び、それに出された修正案には賛成の立場から討論をいたします。

まず最初に、令和4年度葛城市一般会計予算反対の理由を2つほど述べさせていただきます。まず1つ目であります。本予算は、歳入歳出それぞれ164億8,400万円、市民生活全般にわたって多くの事業を進めていくための予算が計上されております。その中には、国の事業を遂行するための予算も計上されております。その1つが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及を進めるための事業予算であります。全額国庫補助金による事業となっております。マイナポイントを与えることで、マイナンバーカードの交付率を高めるための事業費も計上されております。

先日、ある新聞に、政府機関によるマイナンバーカードについての全面広告が掲載されておりました。ご覧になった方もおられると思います。新規取得で5,000円分、今年6月から健康保険証としての利用申込みで7,500円分、公金受取口座の登録で7,500円分、最大2万円分のマイナポイントがもらえるという宣伝広告であります。単純に考えれば、国民全員を対象にすれば、普及するために2兆円を超えてしまうような事業になります。実際にさきの国会でも、補正予算として1兆8,000億円がこのための予算で組み込まれたわけでありまして。なぜこのような高額のポイントをつけてマイナンバーカードの交付率を上げなければならないのでしょうか。マイナンバーカードが行政効率を上げるとともに、国民の行政手続において利便性を高めるものであり、国民がその運用について信頼するものであれば、このような利益誘導のために多額の予算を費やす必要はないのではないのでしょうか。高額の特典をつけても普及がなかなか進まないのは、国民の中にマイナンバーカードの運用について疑念があるからではないのでしょうか。

昨年5月に、日本弁護士連合会は、個人番号カード(マイナンバーカード)普及策の抜本

的な見直しを求める意見書を公表いたしました。その中で、現在のマイナンバーカードには、プライバシー保護の観点著しく後退していると指摘し、政府は少なくとも現状の仕様のままの積極的普及には慎重であるべきだと述べた上で、事実上の強制や一体化する必要のない他制度の機能の取り込み、制度目的と全く関係ない利益誘導などによって全国民に普及させることを目指すような施策を行うべきではないと求めているのであります。令和4年度葛城市一般会計予算には、こうしたマイナポイントを付与してマイナンバーカードを普及させるための事業予算が計上されており、日本共産党は国会でも反対しておりますが、地方議会においても反対するものであります。

さて、本一般会計予算には、高齢者の憩いの場となっているいきいきセンターの改修や、多くの市民が利用しております新庄スポーツセンターの改修、あるいは白鳳中学校の南棟の改修など、老朽化した施設の長寿命化のための予算が多く組まれております。また、新村工業系ゾーンの企業誘致に関わる産業用地創出基本計画の策定のための予算など、葛城市の将来を見据えた予算も計上されております。さらに、我が党が求めてまいりました、子どもの貧困対策としての就学援助対象世帯の拡充や、磐城認定こども園の自園調理整備設計のための測量設計等委託料など計上されております。

葛城市、経常収支比率が悪化して、大変厳しい財政状況にありますけれども、令和4年度の葛城市一般会計予算につきましては、本当に市民の福利向上を図る、行き届いた、バランスの取れた予算組みになっていると私は考えております。しかしながら、賛成できない事業もあります。その1つを今回申し上げておきます。それは、コロナ対策としての市内消費活性化事業であります。市内登録店舗で使用できるクーポン券2,000円分を全市民に配布し、市内消費の活性化を図るといふものであります。どこが問題なのか。このクーポン券の利用におきましては、1,000円以上の消費につき500円分のクーポンが使用できる、いわば条件付のクーポン券となっております。この条件付であることを問題にしたいと思っております。

これまでも葛城市は、市内消費活性化事業として、2,000円の購入費で4,000円分の消費ができるプレミアム付商品券の販売事業を行いました。昨年度は、キャッシュレス決済を行うことで最大5,000円分のポイント還元事業も実施いたしました。いずれも条件付であります。なぜ条件をつけるのでありましょうか。所得の低い方にとっては、このような条件付の消費喚起策は、本当にやるせないものなんです。収入が少ないために、できるだけ毎日の消費を抑えて、我慢して生活している方々に、消費を多くしなければ恩恵を十分あずかれない政策が、どのような気持ちにさせているかということなのであります。なぜ無条件で2,000円分使っていただかないんですか。

今、子どもの貧困問題、ひとり親世帯の貧困問題で、NPOの方々、クラウドファンディングなどを利用して食料支援などの応援をやっている事業をされているNPO法人があります。例えばキッズドアなどは、そうした事業の中で、食料品の中に返信用のはがきを入れて、そして、その家庭の状況、様々声を聞いております。公表されておりますけれども、本当にお米がなくなっている。お米が買えなかったらどうしようと、そんな不安な日々で過ごしているときに、こうした食料支援として送られてきた中にお米が入ってる。本当に心

が温かくなりました、生きる勇気を与えられました。頑張ります。つまり、本当に貧困家庭にある方々の中には、収入の心配をしながら、精神状態も本当につらい中で生きておられるんです。私は、無条件でこれはやるべきだと思いますよ。こうした消費を多くしなければ恩恵にあずかれない施策が、こういう、本当に所得の低い方々をどのような気持ちにさせているのか、想像力を働かせてください。

私は、1回目のプレミアム付商品券のときにも、市民の方から、本当にこの施策、情けないと、2,000円お金で買わなければいけない、その2,000円がないんですと。行政の方はどう思ってるんですか。そういう声をいただきました。キャッシュレス決済もそうです。使える方は限られてます。最初から排除されてるんです。所得の低い方でこうしたことに縁がない方は。私は、行政の在り方として本当にそれでいいのかと。私は、この2,000円のクーポンについては、無条件で2,000円使っていただけるようにしていただきたい。このことを強く要望するものであります。

御所市も、大和高田市も、全て無条件で5,000円、それから7,000円の地域振興券、無条件で大変市民に喜ばれました。ところが、葛城市はやっても、それに対して本当につらい思いをしておられる方がいるわけでありまして。私は、このことについてぜひ改めていただきたいと強く要望しながら、こうした条件で計上されたことに対しては反対するものであります。

以上をもちまして、一般会計予算についての反対討論といたしますが、この場をお借りしまして、さきの予算特別委員会におきまして、新庄庁舎の清掃委託について取り上げた際に、歴史博物館の緑化管理委託についても言及いたしました。歴史博物館の植え込みの管理については、過去に近隣住民から苦情もありまして、私も改善を求めてきたことから、このことに言及したものでありますけれども、現在は、大変職員の方がきちんと管理されておられます。改善されております。過去に管理が行き届かないことがあったということについての言葉が足りませんでした。このことについては、訂正するとともに、職員の方々のご尽力を無にするような誤解を生みましたことにつきましては、この場を借りておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

さて、次に、修正案について賛成する立場について発言したいと思います。私は、市政検討委員会につきましては、過去4回、一般質問でも取り上げましたし、過去4度発言しております。一般質問でも取り上げ、令和2年の決算特別委員会、令和3年の予算特別委員会、令和3年の決算特別委員会、毎回取り上げてまいりました。それは先ほど松林議員が発言したと同じような気持ちだからであります。市政検討委員会ですっきりと市政の問題を第三者である方々に検討していただいて、それを基に市政をよくしてほしいと。しかしながら、この間、予算が減らされる。減らされた予算も未執行で不用額が出てくる。そして、更に予算が削られると。市政制検討委員会の扱いが、本来我々が期待したものと遠くなってきているわけでありまして。

道の駅かつらぎ建設事業において、入札契約における不正及び不適正な事務処理がありました。そのことについて市政検討委員会が果たした役割は大変大きかったと思います。その役割を発展させて、葛城市における入札契約事務の適正化、コンプライアンスの確立、その

ためのエンジンとして、この第三者の機関である市政検討委員会をぜひ利用してくださいと、そのために予算を拡充してくださいというのが私の思いでありました。ところが、その中で、昨年の令和2年度一般会計決算審査の委員会の中で、クリーンセンターを巡る修繕、修理工事について、大変不適正な事務が明らかになりました。その中には、市長の決裁印がある予定価格調書の非常に不適正な文書も出てまいりました。私は、不適正な事務が出てきたときに、ちゃんと内部調査をされて、それで報告も我々は受けたわけですが、やはり市長までそういうふうなミスが発生していることにつきましては、第三者委員会である市政検討委員会に、これについてもちゃんと評価していただいて、そして市民に明らかにするということが、私は、行政の信頼を回復するために大変大事だと思っております。

奈良県内の市長の中にも、信賞必罰、早くそうした処分をして、自らも処分する。そういう市長もおられます。私は、それは行政の信頼を高めるものだと思います。あるいは、ある市長は、クリーンセンターで不正な持込みがあったことに対して、自ら作業着を着て、現場まで展開作業に行かれると。まさに率先垂範、市民にその判断を仰ぐ。こうしたことが行政の信頼を得ることであって、たとえ不正な処理の中で市長自ら処分することがあっても、それは市民は信頼するんじゃないですか。ところが、そうしたことをしない。私は、さきの予算特別委員会の中で、市政検討委員会において、昨年の決算特別委員会から明らかになった不適正な事務処理について、市政検討委員会でぜひ検討してもらいたいと、そういうことで質問しましたが、その意思はないということでありましたので、これ以上、市政検討委員会がこんな形で存続するのは、私は適当ではないと考えますので、18万円、市政検討委員会の予算が計上されておりますけれども、これを削減する修正案に賛成したいと思っております。

以上です。

**川村議長** 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

6番、梨本洪瑠議員。

**梨本議員** 私は、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算修正案について、賛成の立場で討論いたします。

今回、予算特別委員会にて、私は、昨年につき、修正案を提出させていただきました。内容につきましては、令和3年と同様の、市政検討委員会委員報償費の減額でございましたが、賛同を得ることができなかった昨年とは違い、令和4年の予算特別委員会では、修正することに多数の委員の賛同をいただくことができました。まず、前提として、私は、令和3年の予算特別委員会で指摘した部分について、令和3年度中に少しでも、ほんの少しでも意見を尊重していただいていたなら、今回、修正案を提出することはございませんでした。また、今回の予算特別委員会の質疑においても、市長から前向きな答弁がいただければ、結果は違っていたのではないかと、そのように考えております。しかし、何度質問や提言をしても、市長に耳を傾ける姿勢はなく、最後までこの予算について納得することができませんでした。

そもそも市政検討委員会は、阿古市政の発足当初から重要施策の1つでございましたが、令和3年度の市長施政方針からは項目が消え、令和4年度の施政方針にも記載はございません。葛城市政をよくするために、私自身もこの委員会を大変重要なものであると認識し、期

待もしてまいりました。また、この市政検討委員会の在り方については、これまでも複数の議員から厳しい意見が寄せられてきた経緯がございます。個人的には、実際に分析、検証、精査が必要な事業を一般質問や委員会で指摘し、市政に影響を及ぼす、新たに判明した事実などを示しながら、市政検討委員会における問題の提起などを提言してまいりました。その中には、内部調査では荷が重く、第三者機関の力が必要なものもあったはずなんです。しかし、その提言は受け入れられることなく、今に至っております。当然、市長の諮問機関である以上、市長からの諮問がなければ、この委員会は動くことはございません。また、予算特別委員会での提案理由でもお伝えさせていただきましたが、今回の修正案、本当は減額ではなく、増額で提出したいと考えておりました。報償費を増やしてでも、現状の問題点の改善に努めていただきたかった。しかし、議員が増額の予算編成をすることは難しく、幾ら提言したところで、この委員会は、市長が求めなければ開かれることもございません。

昨年の予算特別委員会で、市政検討委員会はもっと充実させるべきとの意見が多数出たのは、理事者の皆様もご存じのほうではないでしょうか。にもかかわらず、令和3年度も、地方創生関係交付金事業の効果測定、評価のみ。そして、令和4年度も、その分の予算として、令和3年度と全く同じ18万円の計上。昨年の委員会での議論を聞いていながら、理事者がこの予算額を提出してきたこと、私はこれについて、予算特別委員会の議論を軽視していると感じました。最近、設立当初より委員数も減らされており、令和元年度からの主な議題は、地方創生関係交付金事業の効果測定、評価でございます。地方創生関係交付金事業の効果測定、評価なら、市政検討委員会でもなくともできるはずなんです。今のところ、それ以外に開催予定がないのであれば、これを減額しても市民生活に影響が出ることはないと考えております。

本来、この市政検討委員会は、阿古市長の目指す市民第一の市政を実現する上でも重要な第三者機関のほうです。昨年の予算特別委員会では、阿古市長自ら、悪いことが起これば当然、指摘を受けて、私自身が受けましますし、改善は続けていく。今現在、問題があれば、市政検討委員会も相談させていただいた中で運用できたらという思いである。こう答弁されてるんです。議事録にも載ってます。にもかかわらず、十分な根拠の説明もないままに、以前と今回の問題は違う。今回は個人レベルの問題と決めつけ、市長の押印がある書類を指摘されても、襟を正すことはないとおっしゃる。そのような考えでは、必要な事業の分析、検証、精査が始まることはなく、不正の発見や原因究明、再発防止につながる問題点の提起という機能は、今の市政検討委員会には期待できないことになってしまいます。

利権政治からの脱却という公約を掲げ、市民に期待を抱かせながら、実際にはやらないというのでは困ります。議会は市長の追認機関ではございません。その在り方に納得がいかない限り、たとえ少額の予算でも認めることはできません。本当に必要であるならば、予算特別委員会での議論を尊重して、一旦減額し、再度増額して補正予算を上げてきていただきたい。

以上の理由により、議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算修正案に賛成させていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 議第21号、令和4年度葛城市一般会計予算につきまして、私は賛成の立場から討論をいたします。

阿古市長は、かねてから、市民第一のまちづくりと併せて、子育てしやすいまちを公約に掲げておられますが、私も、葛城市は、子育てと教育のまちというキャッチフレーズに恥じない政策を行っていると考えております。残念ながら、コロナ禍の状況はいまだ収束しておりません。令和4年度の予算におきましては、そのような中、予算編成に当たって、感染防止対策や市内の消費活性化事業などを計上されています。それに加えて、私は、来年度予算は、葛城市の子育て政策、教育政策を更に充実させよう、継続的に取り組んでいこうとする意思を強く感じる予算であると評価するものであります。

昨年12月議会の一般質問で私が求めました就学援助事業の拡充のほか、主な事業としましては、医療的ケア児受入れに係るガイドラインの策定事業や、複数の議員から要望のあった、公立保育所使用済紙おむつ処理事業、不育症治療助成事業、小学校五、六年生及び中学校の普通教室に電子黒板を設置する学校情報化推進事業など、長期間続いているコロナ禍の状況において、経済的にも大変な思いをされている子育て世代に配慮した予算となっています。

また、長年の懸案事項でありました、當麻庁舎の危険性排除につきましても、既に元分庁舎の位置に、ICTを利用した総合窓口を設置しておられます。真新しい機器や什器などが並んでいて、これからの市役所の雰囲気はこのようになっていくんだなという、わくわくとした予感を感じさせる空間です。担当部署の職員の皆様のご努力のかいあって、大きな混乱もなく、市民の皆様のご要望にスムーズに対応できていると聞いております。来年度、行政手続のオンライン化の予算も計上されておりますけれども、市民にとって更に利便性の高い行政サービス機能の提供を期待いたします。

當麻庁舎の除却事業も計上されています。長く親しまれてきた庁舎に別れを告げることは寂しいことではありますが、今後の當麻庁舎の周辺整備について、未来を見通したご提案もいただいております、大いに楽しみにしているところであります。市内の公共施設につきましては、市内全域を見渡して、総量最適化について長期的な視点から十分な計画の下、進めていただくことをお願いいたします。

さて、阿古市長は、市長就任以来、先ほど申しました、市民第一のまちづくりや子育てしやすいまちなどと併せまして、利権政治からの脱却を公約に掲げてこられました。これにつきましても、これまで一定の前進があったものと評価をいたします。しかし、令和3年度におきましては、契約事務などについて、私ども市議会でも大きな問題となり、議員がおのこの、事務処理の改善や再発防止策についての提言を行ってこられました。そして、今週開かれました新年度の予算特別委員会において、梨本委員が、市長の諮問機関である市政検討委員会が全く機能していないのではないか。納得のいく説明がないなどということで、令和4年度の一般会計予算から市政検討委員会委員報酬費の予算を削る予算修正案を提出され、大多数の委員の賛同をもって可決されました。私は、委員外議員として発言しましたが、阿古市長におかれましては、この予算特別委員会の意思を重く受け止めていただきたいと存じます。

利権政治からの脱却を掲げておられる阿古市長ご自身は、利権政治から最も遠いところにおられるクリーンな政治家であることは間違いありません。市長の人となりを知っている人であれば、市長の高潔な人柄は誰もが分かっていることと私は認識しております。しかし、ここからは、葛城市のことではなく、一般論として述べますけれども、自治体などの組織においては、トップの意向とは関係なく、現場などの不適正な契約事務が利権と結びつく危険性が常にあります。すなわち、それが利権政治につながっていくわけであります。現在の葛城市においては、トップが利権政治を主導するなんて、そんな心配は一切ないと断言できますけれども、梨本議員が心配し、指摘されているのはそういうことではなくて、上層部の目を擦り抜けて行われる不適正な契約事務が利権と結びつく危険性の芽を摘んでおかなければならないと主張されているのではないかと、私はご本人ではないので、そう勝手に解釈するものであります。予算特別委員会委員の方々も同じ危機感を持っていらっしゃるのではないかとこのように拝察します。

市におかれましては、職員の皆様、多忙の中、既に多くの時間を割いて内部調査を行われ、報告書を作成されました。これにつきましては、議員の中から評価する声も聞いておりますし、私も感謝しております。しかし、内部調査と、市議会の多くの議員が求めておられます、第三者による調査を受け入れることとは、全く違った意義があるものと考えます。第三者で構成される市政検討委員会の目的はまさにそこにあり、予算の多寡に関わらず、その効果が見込めない項目が何のためにあるのかとの思いが、予算特別委員会での可決につながったものと拝察をいたします。結果は、技術的な理由もあるのでしょうか。減額修正になりましたが、梨本委員も明言され、ほかの委員も同様の発言をされましたが、第三者機関たる市政検討委員会の機能をもっと使うべきである、予算も増額すべきだとするのが予算特別委員会委員全員の本来の主張であると私は理解しております、それについては賛同するものであります。したがって、市政検討委員会委員報酬費の予算は、私としては、残すべき、なくすべきではない、後に補正を組んでも増やすべきというのが私の意見であります。

市長は常々、市政と議会とは車の両輪であるとおっしゃっていて、私も全くそのとおりで考えます。利権政治からの脱却のための具体的な手段について議会から提言がなされました。市におかれましては、市政検討委員会を利権政治からの脱却を実あるものとするために用いられることを強く要望いたします。それが実現すれば、阿古市長の公約が更に前進するものと期待をいたします。

職員の皆様には、担当部署の仕事でお忙しい中、新型コロナウイルス関係業務にも携わっていただいて、本当に感謝をしております。適正な事務処理を徹底していただくことはもちろんのこと、今後とも、市民のため、葛城市のために更にご尽力いただくことをお願いいたします、私の賛成討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 私は、この修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

昨年度、ちょうどこの3月議会で同じことが議論されたわけです。そのときは、私は、市

政検討委員会が必要であるという立場と、なおかつ、やはり重要な案件をそこで議論していただきたい。だから、逆にこれだけの予算ではなくて、増額しても残してほしいという意味で賛成をさせてもらったわけです。そこから1年たちまして、先ほど谷原議員、梨本議員の話もありましたように、その市政検討委員会が何ら機能しているということは見受けられないんです。予算特別委員会の席で私、市長に伺いました。市政検討委員会で今後重要な案件として何を予定されているんですかと。具体的には何もないと明言されております。現状では、市政検討委員会では、地方創生の効果検証を行うということで、予算特別委員会の席上で、これがなくなると地方創生の効果検証ができないという発言が一部、副市長からございましたけども、その後、それは違ったということで発言の訂正もされております。実際に、効果検証であれば、市のほかの組織でもやろうと思えばできることなんです。そういったところで、この予算を、昨年度、私、増額してもと言いましたけども、現状、市長がこの組織を使うつもりがないのであれば、増額しても意味がないんです。だから、議会として予算が増額できないのは当然ですけど、それを訴えたところで、当のご本人が使うつもりが全然ないのであれば、その予算ははっきり言って無駄になります。

そもそも、予算の査定というところは、各事業部から、いろいろ、次年度こういうことをやりたい、予算をこういうことに使いたいのでというのが回ってくると思うんですけども、それを精査した上で、どういう形で最終予算を決めるかという、その最終決定者はやっぱり市長なんです。そこで、そういう目的もないような予算をいつまでも残しておく。この辺が、私、どうもつじつまが合わないんです。こういう市政検討委員会、市政の市の中の人間ではなくて、外部の有識者で、なおかつ公平な目を通して、行政の在り方、あるいは問題点を指摘してくださる、せっかくそういう団体があるのに、機関があるのに、それを使わない。これというのは、他人に厳しく自分に甘い。そういう姿勢なんです。私はそう思います。だから、今回、市政検討委員会の予算に対して、やり玉に上がってますけども、私は、市長のそういう全般的な姿勢、行政に対する取り組み方の姿勢に対して、この問題を通じてもうちょっと自分の心を引き締めてもらおうという、そういう意味で修正案に賛成すべきではないか。それをもって、やはり行政に、これからの市政に対する取組を改めていってほしい。そういう意味も込めて、私はこの修正案に賛成するものでございます。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

**横井議員** 2番、横井でございます。私は原案賛成、修正案反対の立場で論を進める次第でございます。

論旨は、1番目に、杜甫の春望論、過去版導入文になります。そして、2番目に、ISO論、これが未来版展開文になります。3番目に、社会の論理、現在版になりますが、総論文になります。この3方向より、私は、過去、未来、現在を語ります。

まず1番目の、杜甫、春望論から入ります。導入文でございます。城春にして草木深し、烽火三月に連なり、家書万金に抵る、白頭搔けば更に短く、簪に勝えざらんと欲す。まさに私どもは耐えながらやらなければならない、言いにくいことを言わなければならない、これ

が導入でございます。

次に、2番目、ISO論、未来版展開文に入ります。市政検討委員会の報償費のことで争点が入っております。この考え方でございますが、本来、ISO、インターナショナル・スタンダード、国際標準の意味でございます。ISOの奨励するところは、当然、私はISOの内部監査委員、現職の監査委員でございます。有資格者、第三者委員を奨励しておるのです。つまり、これはISO、国際標準の論法からいくと、偏りを避けるための手法なのです。満月があります。半月があります。そして、三日月があります。みんな同じ月を同じ方向から見ているのですが、人によれば、ある人は満月に見えます。ある人は半月に見えます。ある人は三日月に見えます。これをISOの世界では、はっきりしなさいと。ある人は半月、ある人は三日月。それでは、間は一体何なの。それをはっきり標準化しよう。それが未来型のISOであるのでございます。つまり、ISOの論法からいくと、声の大きい人、権限の大きい人が半月と言えば半月になり、三日月と言えば三日月になるのです。それでは、議会制民主主義には到達できない。だからインターナショナルは、ここではっきり有知識者、第三者を奨励するのです。偏った意見を出さないためなんです。まさにこの考え方は、未来社会でございます。未来社会への錯誤を意味しているのです。だから、ISOを我々は奨励してきたのです。市政検討委員会云々の話は、もし、決まれば、時代に逆行する行為でございます。我々は文化人であり、未来人でございます。時代に逆行するその考え方は、到底受け入れられるものではございません。

次に、3番目、社会の論理、現代版、総論文で入ります。皆さん、簡単に言うと、あれはあれなんです。これはこれなんです。当然なんです。それが政治なんです。議会なんです。ところが、今の論法だと、うどんとそばをごちゃ混ぜにして、おいしいか、まずいかの判断です。このような論法はいかがなものございましょう。皆さん、今の修正案によると、当該予算はゼロ、卵なんです。どうか皆さん、あまりにも極端な修正案なのです。どうか皆さん、皆さん、私どもと共に考えてほしいのです。もう後戻りのできないような修正案に対して、到底私は賛成できないのです。

皆さん、市民第一の生活を、いま一度、私どもと一緒に考えていただきたいのです。皆さん。それが我々の公約であって、市民への約束でもあるのです。どうか、今、ISOの論法を言いました。これは、国際標準であるし、未来型の管理手法なんです。これを頭から否定するのはちょっと問題ありかなという論本で動く次第でございます。私は、最初に言いましたように、原案賛成、修正案反対の立場で論を進めた次第でございます。よろしくご判断をお願いする次第でございます。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

13番、西井覚議員。

**西井議員** 市政検討委員会の関連について、過去にも一般質問をさせてもらったと思います。一般質問させてもらった当時、非常に透明性がないと。やはり、市長の諮問機関であろうと、市のお金を使うんやったら、もっと分かりやすいような、資料請求したら全部を出すべきやと。それと、名前自体、ここ数年見て、市政検討委員会の中で、市政のことではなく、何か不祥

事ばかりを検証してる。ばかりと言うたけど、主に1点です。そういう状況の中でやられると。現実では、去年から今年にかけても、市政で市民が一応重要やと言われてるのは、水道の一体化の問題です。また、當麻庁舎の問題も出てきてます。確かに、議会も含めて前へ進んでますが、やはり、こういう問題も、将来的には、この新庄庁舎も約20年後にどないか考えねばならないと。これは當麻庁舎の問題だけではなくて、庁舎の将来的、また公共機関の将来的を考えた中で、それはその専門家でいろんな提言をしてもらうと。また、市政という形でいけば、葛城市の版図の中で、どの地区がどういう事業にふさわしいかということ企画して、その中で特殊性のある地域をつくってもらうとか、そういうことも含めて、将来の市政を検討する中で、やはりそれなりの専門家とか、その議題によって専門家に来てもらって、いろんな意見を聞いてもらうと。

市長の諮問機関ではなく、市の諮問機関として、30万円ぐらいがたしか18万円に減ったのではなく、実際そういうことを、長期的なことを考えてたら、18万円に減るのではなく、やはりその辺の透明性も含めてしたら、100万円であろうと200万円であろうと、上げるべきですやん。その中で事業をするのに、いい方法、安くなる方法、また、市民が喜ぶ方法を考えたら、100万円や200万円つけたかて、誰も、それ相応の、また透明性のある形の会議を一生懸命やってもらってるのやったら、誰ももったいないというような、市民も気持ちを持たないと。しかしながら、ここしばらくずっと見てたら、ほんまに閉鎖的で、そやから、議員がこういうことを調べてほしいと、議員というのもやっぱり市民の代表です。そういう話が出てきたら、そういう議題も含めて、取り上げて、その専門家で審議してもらうような形、これが本来言えば、市政の中の検討委員会やと。そやから、市長も提言もできるけど、議員も提言できる。また、ある程度いろんな各種団体何なり、そういうのが提言できる組織をつくって、ほんで、明らかに公平性のある議事録を請求したら、出せませんよと、そのような話になるような会議でない形の中でやってもらうんやったら、俺から言うたら100万円や200万円、年間使っても、もったいないじゃなく、前向きな葛城市、また、これから、市民がいろんな面で喜ばれる施策を考えるためのお金としたら、百何十億円という予算を使う中でいけば、100万円であろうが、200万円であろうが、パーセンテージは何ぼですよ。やはりそういう前向きな形、また将来、今、子どもさんが大人になっても喜ばれる政策したら、その中で結びつけて喜ばれる政策したら、何ももったいないと、これは理解を得られると思います。そういう面で、市長の思いだけではなく、やはり市民の思いも含めて取り入れる中で、これからの行政はどのようにすべきかという、本来言うたら、葛城市全体の政治の方向性というのを考えながら、また、問題が起こった場合は、問題も専門家の中で検討してもらうと。そういうふうな形でやれば、100万円であろうと、200万円ぐらいやったら、議員、皆、誰も文句言わないと思います。その足形が見えてきたら。

現実言うたら、我々、たしか、2年前ですか。百条委員会でも提言させてもらった。議会として提言させてもらったことも、こういうところで取り上げておられない。そのことだけではないけど、いろんなことを取り上げていって、ここでも検討した結果、こうやとか。内部だけで検討しないと、それやったら、これ、どの部分で市政検討委員会で検討すんのやと。

ほんまに住民も、この予算から見たら、ほとんどそういうことにいろいろ気がついたら、何か公平な形でやってないと思われるのと違うかな。もっと地に足つけた形でやってもらうのやったら、私は100万円や200万円予算つけてもろうても、どんどん賛成させてもらって、公平性のある、また透明性のある形でやってもらえば、どんどんやってもらいたいと思っております。そういう思いでございますので、一般会計予算については賛成ではございますが、この市政検討委員会の部分については、その足形が見えないという形の中で、修正案に賛成させていただきます。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** 私も、修正案に賛成という立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

この修正案賛成ということにつきましては、先ほどから何人か出てますように、市政検討委員会、18万円を減額するか、しないかということでの議論になっておるところでございますので、当初予算に出されたそれ以外の部分については賛成しているという立場の中で、私の、ほかの見地から申し上げたいところだけを言って、討論に代えさせてもらいたいと思うんですけども、今回の予算特別委員会、私はできるだけ多く傍聴ということで、横で聞かせていただいたところでありまして。そこで1つ思ったのが、これからの時代、コロナという原因を、コロナだから、コロナ禍だからというところではありましたけども、私は何か不足してるというのが、葛城市を全国にいろいろPRしていくという部分、ここが何か頭に残ったところでありまして。その具体的なところが、増田予算特別委員長からの話にもありましたけども、アートフェアとか、図書館でやっておられた葛城歌壇、これなんかは、日本全国から葛城市に向けて寄せていただくもの。全国だけでなく、日本だけでなく、外国からも応募をいただいている。これが、コロナという現状の中で減ったのは事実であろうかと思っております。しかし、その予算というものを今回つけずに、予算特別委員会でも話ありましたが、これは検討していくんだと。そやから、一旦やめるんだということでございます。

あれもこれも言ってもしょうがないんですけども、やはり葛城歌壇ということにつきましては、約25年間続いてきて、全国から多くの方が出展をされた。旧の新庄町の名誉町民であります前川先生、前川佐美雄さん、また、当地のゆかりであります柿本人麻呂、こういった方々を記念してやっている行事でございます。そこへ全国から応募をさせていただく。こういうことをいとも簡単に、議論されてるんだらうけども、ぱっとこう出されてるわけです。ここらは、本当に考えるという答えをいただいておりますので、この辺も反対はしないわけでございますけども、市職員も、今を挙げて、ふるさと納税とかも頑張っていかなあかん。葛城市を売って、葛城市の魅力で税金も増やしていかなあかん。こういうご努力をやってるというのは私らの目にも映ってます。そんな中で全国に発信していく。こういったところを今後検討していくというのを、前向きに、きちっとこれもまた補正でも出してきてもらったら結構ですので、この辺も前向きにご検討いただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

さて、市政検討委員会、18万円、今回削除して、修正案ということで私も賛成させてもらうということでございます。これは何を訴えてるか。たかが18万円ですけども、市政検討委員会、市政これから、阿古市長の諮問機関じゃないですか。これをもっと発展させて、市政を頑張っていこうという議員みんなの気持ちは、こんなんではあかんよ。もっとどンドンやりなさいよと。葛城市には課題もあるし、問題もあるし、いろいろやっぺいかなあかんという議員の思いが、この修正案となっている。私はそういう気持ちになって、この修正案に賛成をしてるところでございます。こういった議会、議員の気持ち、これは市民の気持ちであろうかと思っておりますので、これを真摯に受け止められて、今後、また新たな提案されることをお待ちしておりますので、私の討論とさせていただきます。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定をいたします。賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

それでは次に、日程第19、議第22号から日程第26、議第29号まで、以上8議案を一括議題といたします。

本8議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま

す。

12番、増田順弘議員。

**増田予算特別委員長** ただいま上程をされております議第22号から議第29号までの8議案について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、一般会計繰入金における未就学児均等割保険税繰入金263万9,000円の内容についてという問いに対し、4月から子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置が導入施行されることに伴い、全世帯の未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減するものである。軽減される保険税は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することになるという答弁がございました。

また、国保財政調整基金積立金が毎年積み立てられているが、使い道は考えているのかという問いに対し、基金の用途については、財政基盤が不安定な国保制度において、令和6年度の国保県単位化に向け、保険税率を段階的に引き上げる中、県へ納める納付金に対し、賦課徴収する保険税の収入に不足が生じた場合の補てん財源と考えているという答弁がございました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、認知症地域支援・ケア向上事業の認知症カフェの内容はという問いに対し、認知症カフェは、認知症の方とその家族、地域住民、介護職員や医療職などの専門職が集える場所として開いているものである。認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図る団体に対し補助金を支出しており、要望のあった場所にその団体が出向いてカフェを開いている。令和3年度は1団体が登録いただいております、実績としては、地域の集まりに2か所と、認知症予防教室OB会で12回の認知症カフェを開いていただいたという答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、認知症カフェの開催期限はあるのか、また、個人の家に向いて開くことはあるのかという問いに対し、4月広報で4月から2月までの募集をさせていただき、1か月単位で実績を申請いただいて、補助金を交付している。個人の家でも要望があれば開くことは可能であるという答弁がございました。

この答弁を受け、さらに委員からは、移動式であれば、開催場所の情報を得るのが難しい場合があるので、固定の場所で開いたり、認知症サポーター等が活発になるような工夫を願いたいという要望がございました。

また、計画策定委員会事業で第9期介護保険事業計画策定委託料が予算計上されているが、計画策定のスケジュールはという問いに対し、第9期介護保険事業計画は令和6年度から令和8年度の3か年の計画で、例年であれば、計画が始まる前の年に事業計画策定委託料を計上して計画策定を行っているが、第9期は、前々年の令和4年度にニーズ調査のみを前倒し

で行い、時間に余裕を持って、令和5年度には例年どおりの策定を行う予定をしているという答弁がございました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第24号、令和4年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市の子どもたちにどのような給食を食べてもらおうとしているのか、この予算から読み取ることができないが、今後どのように取り組んでいくのかという問いがあり、引き続き、おいしい給食を目指し、アンケートを実施するだけではなく、地域の地産地消なども含め、子どもたちにおいしい給食を提供していけるよう努力したい。予算に表れていない工夫を幾つも取り入れ、力を入れていきたいという答弁がございました。

また、他の委員からは、3学期はコロナの影響による学級閉鎖など、クラスで給食をとらない事態が多く見られたが、給食費の徴収はどうしたのか。また、令和4年度はどのように対応するのかという問いがあり、給食に係る材料費は保護者負担と定められており、給食を食べることができなかつたとしても給食費が発生するため、月額分の徴収を行った。このことに対して、現在のところ、保護者からの苦情は届いていないという答弁がございました。

この答弁を受け、令和4年度もコロナの状況が見通せないので、補助金で使えるものがないかなど、保護者の方に優しい施策を考えてほしいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第25号、令和4年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、墓地返還される方が増えるとお骨をどうするのかという問題が出てくるが、共同で納骨できる合葬墓は検討しているのかという問いに対し、葛城市霊苑は、総数1,683区画のうち、現在1,294区画が使用されており、使用率が76.89%となっているが、残区画があることから、今後も、1区画でも利用者が増えるよう啓発をしていきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、今後、墓地利用者の意向を見ていただいて、必要があれば、合葬墓を検討していただきたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第26号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、特別徴収と普通徴収の対象者数と収納率について、また、後期高齢者医療広域連合負担金が前年度より増額している理由はという問いに対し、特別徴収については、保険料が年金より天引きされて納付されているものであり、対象者は4,312人で収納率は100%である。普通徴収については、口座振替などにより保険料を納付するもので、対象者は838人

で、現年の収納率が99.2%で、滞納繰越分は25.5%である。負担金増額の要因としては、被保険者数の増加と保険料の軽減措置に伴う基盤安定負担金の増加によるものと考えているという答弁がございました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第28号、令和4年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、事業認可変更申請書等作成業務委託料2,751万1,000円の内容はという問いに対し、平成17年度に策定した事業認可においては、計画給水人口を3万5,500人、計画1日最大給水量は1万9,300立方メートルとしているが、令和2年度決算における給水人口は3万7,601人、1日最大給水量は1万3,571立方メートルとなっており、計画と実績との乖離が見られる。また、平成17年度の事業認可の水源としていた深井戸4か所のうち、その後、3か所を廃止していること、さらに、各取水地区との取水契約書には記載されている水源の追加がなされていないこと、それに伴う水源の水量の概算及び水質試験の結果を記載する必要があるため、事業認可の変更申請を行うものである。なお、この事業認可の変更は、県域水道一体化に伴う奈良県との協議において、県域水道一体化に参加する、しないに関わらず、必要となるものであるという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

最後に、議第29号、令和4年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市の下水道の整備状況について、また、マンホールトイレの設置状況はという問いに対し、下水道の整備率は、令和2年度末で91.46%となっており、令和3年度末で92%前後を見込んでいる。マンホールトイレとは、避難所などにあらかじめ小口径のマンホールと下水道本管につながる排水管を整備して、発災時には、そのマンホールの上に簡易な便器やテントを設置し、ふん尿を直接下水道に流す公共トイレとして使用するものである。令和3年3月時点の本市における設置状況につきましては、吸収減対策公園緑地事業で整備した公園のうち、5か所の公園で13基のマンホールトイレを設置している。設置費用は、1基当たり60万円から70万円となっているという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、本委員会の報告とさせていただきます。

**川村議長** 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第19、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場で討論をいたします。

本予算は、午前中の本会議で可決されました葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにおいて、引き上げられた国民健康保険税をもとにした予算組みとなっております。反対の理由について述べます。葛城市国民健康保険特別会計におきまして、奈良県単位化が始まって以来、毎年黒字となっております。多額の繰越金を生んでおります。それを財政調整基金に移して基金としているわけですが、令和4年度につきましては、この財政調整基金が3億円になる見込みであることが、さきの予算特別委員会の審査の中で分かりました。つまり、国保税が毎年値上げとなる一方で、医療給付費が抑えられているために、こうした多額の黒字が生まれているわけであります。つまり、私は取り過ぎていると考えます。昨年度、コロナ禍の下で国民の生活が苦しくなる中で、こうした国民健康保険特別会計にある財政調整基金を取り崩して、国保税、国保料の値上げを見送った市町村が多くあります。奈良県では橿原市がそうした措置を取りました。また、全国の地方自治体におきまして、独自に子どもの均等割を減免して子育て世帯を支援している市町村が増加してきております。

昨年度、国会は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を可決いたしました。この法案は、午前中にも議論されましたが、未就学児に限り、均等割額の5割を公費で軽減することを1つの改正内容としております。私は、5割と言わず、さらに、未就学児と言わず、全額、18歳までの子どもの均等割額を免除すべきだと考えます。まずは葛城市におきまして、未就学児の均等割について、葛城市国民健康保険特別会計の財政調整基金を取り崩して、全額免除にすべきだと考えます。当然財源は十分です。1,000万円もかからないでしょうから、1億円だって10年、これで継続できるわけです。そのうち政府の方も公費を充実して、こうした未就学児の子ども均等割はなくなっていくものと考えます。

市町村、自治体は基礎自治体であります。最も住民に近いところにある自治体組織であります。きめ細やかな住民サービスを工夫することは、基礎自治体の役割ではないでしょうか。葛城市が魅力のある子育て世帯を応援する地方自治体であるために、国保税の子どもの均等割について、国並みではなく、葛城市独自の施策を実施すべきではないでしょうか。そのための財源はあります。令和4年度葛城市国民健康保険特別会計には、そうした工夫がございません。よって、本案に反対いたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本議員** 議第22号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、現状は、被保険者の高齢化や所得水準の低さなど、特有の構造的問題により財政的に厳しい運営状況であることから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、県も財政

運営の責任主体として中心的な役割を担っています。令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて、段階的な保険税の引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。

先日の厚生文教常任委員会で審査されました条例改正では、所得割、均等割、平等割は計画どおりの引上げとなりますが、資産割を所得割に転嫁することなく、計画よりも1年前倒して廃止したこと、また、健康保険法の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に軽減する制度を取り入れ、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていることは大いに評価できるところです。

保健事業におきましては、特定健康診査等事業で、受診勧奨や、節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と保健指導事業の充実を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めるための事業費が確保されており、生活習慣病の早期発見、重症化予防による医療費の抑制の努力もうかがえます。また、被保険者の利便性を高めるけんしんWEB予約システムの導入など、新たな試みも見られます。葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも、奈良県とも十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成の討論とします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れなしと認め、確定をいたします。賛成多数であります。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

介護保険事業は、公費の負担が5割、被保険者負担が5割と定められているため、高齢者の増加による介護給付費の増加に伴って被保険者負担が増加する仕組みとなっております。負担を抑えようとするれば介護給付を抑えることとなります。ここに現在の介護保険制度の大

きな問題点があります。本予算には、国の交付金として、2018年度から交付されております保険者機能強化推進交付金及び2020年度から交付されている介護保険保険者努力支援交付金が歳入に入っております。これらの交付金は、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進すること、また、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のめり張りをつけて強化するために交付されておるわけであり、つまり、給付及び予防について、国が基準を定めて点数化をして、それぞれの点数に応じて交付金を支給する制度となっております。そして、点数化することで都道府県及び市町村を競わせて、介護給付費の適正化という名の下に介護給付費を抑制することを目的としております。しかしながら、これらの交付金制度によって、現場において本当に必要な介護が届けられていない実態が全国でも指摘されております。そのため、日本共産党は、この交付措置の撤回を国会で求めてきたところであり、

予算特別委員会の審査において、葛城市における保険者機能強化推進交付金におけるこれらの評価点、どうでしたかという質問がありましたけれども、奈良県12市中9番目であったということでもあります。しかし、私は、点数の評価を上げるということよりも、本来必要な人に必要な介護を給付するというところにまず軸足を置くべきだと考えます。根本的には、現在の介護保険制度における公費負担を引き上げるべきであると考えます。したがって、このような国の制度を前提として交付金を歳入として受け入れている葛城市介護保険特別会計予算に賛成することはできません。

以上をもちまして反対討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 議第23号、令和4年度葛城市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市の高齢化率は27.5%を超え、全国平均とほぼ同じ水準で推移しており、要介護認定率においても19%を超えているとのことで、高齢者の方々を取り巻く環境も年々厳しい状況にあります。このような状況下において、令和4年度の予算におきまして、今年度は第8期介護保険事業計画2年目で、特に地域支援事業においては、自立支援と重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業や、認知症の方やその家族の方へ支援される認知症予防推進事業を幅広く展開されることにより、介護保険事業の持続性を確保していくとともに、葛城市の実情に即した高齢者施策を推進されているところにつきましては、評価に値すると考えております。また、第7期より繰り越された準備基金の取崩しにより、介護保険料の改定幅を抑えた介護保険事業の推進を行っていただいているところでもあります。今後も、引き続き予防事業に力を入れて、基金の取崩しを抑えるよう努力をお願いいたします。今後においても、この第8期の事業計画を着実に執行していただき、更なる高齢者等を支える体制づくりに邁進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

川村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 ボタンの押し忘れはないと認めます。確定いたします。賛成多数であります。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、国民健康保険制度や介護保険制度とは異なり、保険料の決定については葛城市議会の関与するところではありません。奈良県の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合によって保険料が決定されております。特別会計の歳入の原資となる保険事業費の負担割合は、公費が5割、後期高齢者医療保険者の負担が1割、健保組合や国保、共済組合などの医療保険の被保険者による支援分が約4割となっております。国保の子どもの均等割額の中に後期高齢者医療保険への支援が含まれているなど矛盾もあります。後期高齢者医療制度が発足する以前は、所得の低い高齢者は、お子さんの扶養家族として被用者保険に加入しており、保険料の負担はございませんでした。また、国民健康保険制度におきましては、所得の低い世帯には減免措置があります。ところが、後期高齢者医療制度におきましては、所得が低くても保険料の減免措置はありません。まさに75歳以上の高齢者だけを囲う、差別的な医療制度となっております。さらに昨年の国会におきまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が可決されました。そして本年10月から、後期高齢者医療制度の被保険者において、一部の高額所得者を除き、医療窓口負担が1割であったものを、月の所得が28万円以上、かつ年収200万円以上の被保険者につきましては、2割負担とする改悪がなされました。当初は4月実施を予定しておりましたが、参議院選挙後からとするということで、10月からの実施になったわけでありまして、国民の負担を強いることの反発を恐れていることでもあります。10月からの実施ということで本予算には反映されていませんけれども、先ほどから述べていますように、後期高齢者に経済的な負担を負わせて、受診を抑える制度であることは明らかであります。

先ほど2割負担になるにつきましては、可処分所得ですか。すいません。数字が間違っております。年収200万円以上の被保険者について2割負担とするということになっております。私は、後期高齢者医療制度では安心して老後を過ごすことができない状態になると考えます。年金も0.4%削減される。介護保険料も上がる。様々な物価も上がる中で、こうした医療費負担、本当に耐えがたいものになってまいります。保険料を払っても、なかなか診察するためのお金が払えないと、結局、受診を控えるというふうな方々も出てまいっております。したがって、こうした制度における会計予算となっておりますために、本案に反対いたします。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 私は、議第27号、令和4年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり、持続可能な保険制度とするため、少子高齢社会にふさわしい新たな医療制度として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成20年4月から開始されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定めて給付を行っています。令和4年度予算は、歳入歳出総額5億8,820万円となっております。前年度比8,010万円の増額となっております。これについては、被保険者増により広域連合納付金の支出が増えたものであると理解いたします。今後ますます高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、財政運営のことを十分勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であると評価いたします。今後とも、奈良県後期高齢者医療広域連合と緊密に連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、今後も安定した制度として継続できるように期待し、本予算の賛成討論とさせていただきます。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 押し忘れはないようでございます。確定いたします。賛成多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** 議第28号、水道事業会計予算について、あえてですけども賛成討論をさせていただきます。

この水道事業については、市民の方も、奈良県の方みんなが注目をされている、令和7年度から始まります県域水道一体化に向けて、来年度中、来年2月には、それに加入するか、入るか、入らないかということを決定しなければならないというようなときの大事な予算であります。その中で出てまいりましたのが、先ほど委員長報告にもございましたように、事業認可変更申請書等作成業務と約2,700万円ついておるわけでございます。この中の一部に、葛城市、自己水、県水、その割合というものが、今まででしたら、以前から、80%または

75%の自己水を持っているということで推移してきたわけでございますけども、自己水と県水の割合をきちんと調べるという業務も、この中に入っておるところでございます。これによって、さきに申し上げた、一体化に入るときのシミュレーションというのが、非常に変わってくるという大事なところでございます。そのことを言いたいわけでございますけど、この業務をしっかりやっていただかないと、将来を決める県域水道一体化に入るか、入らないかというところら辺のシミュレーション、大きく変わってくるわけでございますので、それを頑張ってもらいたいという気持ちで賛成討論をさせてもらっているつもりでございます。葛城市の水は、葛城山の西の山からきれいな水が流れてきて、我々が飲んでいて、使っているという大切な水でございます。この水のようにきれいな形で申請書等作成されることをお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

12番、増田順弘議員。

**増田議員** ただいま議題となっております発議第1号、葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由の説明をさせていただきます。

本案につきましては、行政組織の改編により、令和4年度から、総務部の所掌事務から予算その他財務に関すること及び国民健康保険税を除く市税の賦課及び徴収に関することが分離され、新たに財務部が設置されることに伴いまして、葛城市議会委員会条例の第2条第2

項中にごございます総務建設常任委員会の所管に財務部を追加するものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**川村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、発議第2号、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本議員** ただいま上程を賜りました発議第2号、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっております。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められております。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享

受できる社会を構築する時代が到来しました。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取り組みを求めます。

(1)、全ての子どもたちの学びの継続のために。

すべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル機材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

(2)、医療への適時適切なアクセスのために。

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

(3)、新しい分散型社会の構築のために。

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

(4)、持続可能な地域の医療と介護のために。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

(5)、地域住民の安全で安心な移動のために。

政府では、高齢化が進行する中山間地域における移動手段の確保等のため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を、平成29年度より全国18箇所で開催してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**川村議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出書が提出されました。お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には7日の開会以来、慎重にご審議をいただきまして、また格段のご協力によりまして、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、この3月を最後に退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたりそれぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでございました。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和4年度葛城市政の執行に当たられ、本市の更なる発展のため創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会されました令和4年第1回葛城市議会定例会が、19日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には長期間にわたりまして、新年度予算案をはじめご提案申し上げました案件について慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のために鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**川村議長** 以上で令和4年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時55分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

議 会 副 議 長 吉村 始

署 名 議 員 奥本 佳史

署 名 議 員 松林 謙司